

令和 7 年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会

予算特別委員会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和7年第1回定例会

第 1 号（3月7日）

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
小澤一文の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	5
笹木笑子の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	6
笹木笑子の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	6
藏根高史の第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	7
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	7
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	8
例月出納検査結果報告（12・1月分）	8
町長行政報告	8
教育長教育行政報告	8
議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	8
議案第 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	10
議案第 4 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第 6 号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	15
議案第 7 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	16
議案第 8 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更に ついて	17
議案第 9 号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）	18
議案第10号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	23

議案第 11 号	令和 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	24
議案第 12 号	令和 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 4 号）	26
議案第 13 号	令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 5 号）	28
町政執行方針		30
教育行政執行方針		38
散会の宣告		42

第 2 号（3 月 10 日）

議事日程		44
会議録署名議員		45
開議の宣告		46
会議録署名議員指名について		46
議案第 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（原案可決）	46
議案第 3 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（原案可決）	46
議案第 4 号	上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	46
議案第 5 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	46
議案第 6 号	上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	46
議案第 7 号	上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	46
議案第 8 号	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更に ついて（原案可決）	46
議案第 9 号	令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）（原案可決）	46
議案第 10 号	令和 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	46
議案第 11 号	令和 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	46
議案第 12 号	令和 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 4 号）（原案可決）	46
議案第 13 号	令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 5 号）（原案可決）	46
議案第 14 号	令和 7 年度上砂川町一般会計予算	51
議案第 15 号	令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算	51
議案第 16 号	令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	51
議案第 17 号	令和 7 年度上砂川町水道事業会計予算	51
議案第 18 号	令和 7 年度上砂川町下水道事業会計予算	51
予算特別委員会設置及び付託について		61
休会について		62
散会の宣告		62

第 3 号（3月13日）

議事日程	6 4
会議録署名議員	6 4
開議の宣告	6 5
会議録署名議員指名について	6 5
町政執行方針に対する質疑	6 5
小 澤 一 文	6 5
町長 奥 山 光 一	6 6
笹 木 笑 子	6 6
町長 奥 山 光 一	6 7
教育行政執行方針に対する質疑	6 8
笹 木 笑 子	6 8
教育長 飯 山 重 信	6 8
一般質問	6 9
小 澤 一 文	6 9
福祉課長 戸 田 晋 一	7 0
石 田 浩 二	7 0
教育次長 齊 藤 修 実	7 2
休会について	7 3
散会の宣告	7 3

第 4 号（3月18日）

議事日程	7 5
会議録署名議員	7 5
開議の宣告	7 6
会議録署名議員指名について	7 6
議案第14号 令和7年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	7 6
議案第15号 令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計予算（原案可決）	7 6
議案第16号 令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	7 6
議案第17号 令和7年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	7 6
議案第18号 令和7年度上砂川町下水道事業会計予算（原案可決）	7 6
調査第 1号 所管事務調査について（許可）	7 8
閉会の宣告	7 8

令和 7 年第 1 回定例会予算特別委員会

第 1 号（3 月 1 4 日）

議事日程	8 0
委員長挨拶	8 1
開会の宣告	8 1
開議の宣告	8 1
町長挨拶	8 1
予算特別委員会の日程について	8 2
予算審査の方法について	8 2
予算審査資料の提出について	8 3
その他	8 3
議案第 1 4 号 令和 7 年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	8 3
散会の宣告	1 1 3

第 2 号（3 月 1 7 日）

議事日程	1 1 4
開議の宣告	1 1 5
議案第 1 5 号 令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算（原案可決）	1 1 5
議案第 1 6 号 令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	1 1 8
議案第 1 7 号 令和 7 年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	1 2 0
議案第 1 8 号 令和 7 年度上砂川町下水道事業会計予算（原案可決）	1 2 2
閉会の宣告	1 2 5

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3. 7	3.10	3.13	3.18	3.14	3.17
1	石 田 浩 二	○	○	○	○	○	○
2	藏 根 高 史	○	○	○	○	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○	○	○	○	○
4	小 澤 一 文	○	○	○	○	○	○
5	越 前 等	○	○	○	○	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○	○
7	吉 川 洋	○	○	○	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	—

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 7	3.10	3.13	3.18	3.14	3.17
町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	○	—	—
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○	○	○	○	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○	○	○	○	○	○
建 設 環 境 課 長	内 野 博 之	○	○	○	○	○	○
建設環境課技師長	鈴 木 健 一	○	○	○	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○	○	○	○
会 計 管 理 者	佐 藤 利 哉	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○	○	○	○	○	○
医療保険担当課長	沼 明 仁	○	○	○	○	○	○
健 康 推 進 課 長	林 孔 美	○	○	○	○	○	○
教 育 次 長	齊 藤 修 実	○	○	○	○	○	○
総務課財務係長	渡 辺 裕 之	—	—	—	—	○	○
建設環境課参事	西 井 洋 一	—	—	—	—	—	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 7	3.10	3.13	3.18	3.14	3.17
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○	○	○	○	○	○

令和 7 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 7 日（金曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午後 1 時 41 分 散 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

3 月 7 日～3 月 18 日

12 日間

第 3 諸般の報告

1) 議会政務報告

2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（小澤議員）

3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（笹木議員）

4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（笹木議員）

5) 第 1 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（藏根議員）

6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）

7) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）

8) 例月出納検査結果報告（12・1 月分）

第 4 町長行政報告

第 5 教育長教育行政報告

第 6 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

第 7 議案第 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

第 8 議案第 4 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 9 議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 10 議案第 6 号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 11 議案第 7 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

第 12 議案第 8 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について

- 第 13 議案第 9 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）
第 14 議案第 10 号 令和 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 15 議案第 11 号 令和 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 16 議案第 12 号 令和 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 4 号）
第 17 議案第 13 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 5 号）
※ 議案第 2 号～第 13 号は、提案理由・内容説明までとする。
第 18 町政執行方針
第 19 教育行政執行方針
-

○会議録署名議員

3 番 笹 木 笑 子 4 番 小 澤 一 文

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和7年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、笹木議員、4番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月18日までの12日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 次、日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果について報告を求めます。小澤議員。

○4番（小澤一文） 令和7年空知中部広域連合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和7年2月17日月曜日午前10時。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室。

議件といたしましては、報告第1号 空知中部広域連合介護保険事業計画の変更について

て、議案第1号 令和6年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第3号）、議案第2号 令和6年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）、議案第3号 令和6年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）、議案第4号 令和6年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和7年度空知中部広域連合一般会計予算、議案第6号 令和7年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算、議案第7号 令和7年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算、議案第8号 令和7年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算、議案第9号 空知中部広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号 空知中部広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第11号 空知中部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について、議案第12号 空知中部広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果並びに第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果について報告を求めます。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 令和7年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和7年2月27日木曜日午前10時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和7年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和7年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和7年2月27日木曜日午前11時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 令和6年度砂川地区広域消防組合会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和7年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第3号 砂川地区広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定

について、報告第1号 例月出納検査報告について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果について報告を求めます。藏根議員。

○2番（藏根高史） 令和7年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和7年2月28日金曜日午後2時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 専決処分について（令和6年度中空知広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号））、報告第2号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 中空知広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第2号 監査委員（議員選出）の選任について、議案第3号 監査委員（識見を有する者）の選任について、議案第4号 令和7年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算、議案第5号 令和7年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算、議案第6号 令和7年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算、議案第7号 令和7年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。

結果であります。監査委員に芦別市議会、大鎌光純議長と滝川市、宮崎英彰氏が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果について私から報告いたします。

まず最初に、令和7年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和7年2月26日水曜日午前11時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和7年度石狩川流域下水道組合一般会計予算、議案第2号 監査委員の選任について、議案第3号 石狩川流域下水道組合への派遣職員の給与に関する条例について、議案第4号 石狩川流域下水道組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第5号

石狩川流域下水道組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例について。

結果でございます。監査委員に滝川市の宮崎英彰氏が選任されたほか、各議件とも全会

一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和7年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和7年2月28日金曜日午後1時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和7年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、議案第2号 令和6年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第4号 中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の12月、1月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和6年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

令和6年第4回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書を御覧いただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎議案第2号

○議長（高橋成和） 日程第6、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮刑が新たに自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係条例の整理を行うため本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示により、議案第2号について内容の説明をいたします。

このたびの条例制定は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日より施行されることに伴い、懲役及び禁錮刑が廃止となり、新たに拘禁刑が創設されることから、地方自治法に基づき本町の条例において不正な利益を図る目的で個人情報提供を行った場合などに懲役等を科する旨の規定を設けている関係条例の改正について整理するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。2ページをお開き願います。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

（上砂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第1条 上砂川町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年上砂川町議会条例第1号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第2条 上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年上砂川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の

例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

附則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第３号

○議長（高橋成和） 次、日程第７、議案第３号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書３ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第３号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、本条例に規定している法律の引用条項について関係条例の整理を行うため条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示により、議案第３号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の第２条にマイナンバーカードが保有している基本４情報等をスマートフォンに登載し、マイナンバー法上の本人確認ができる規定が設けられたことに伴い、本条例に規定している法律の条項にずれが生じることとなるため、関係条項の改正について整理するものでございまして、条例の規定する内容に変更はございません。

条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー 2 の新旧対照表を御覧願います。

それでは、本文に参ります。4 ページをお開き願います。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

（上砂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第 1 条 上砂川町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年上砂川町議会条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

（上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第 2 条 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年上砂川町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

（上砂川町税条例の一部改正）

第 3 条 上砂川町税条例（昭和 25 年上砂川町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項及び第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第 4 号

○議長（高橋成和） 次、日程第 8、議案第 4 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書 5 ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第 4 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の育児、介護と仕事の両立を支援するため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示により、議案第4号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、育児・介護休業法の一部を改正する法律が令和7年4月1日より施行されることに伴い、職員の育児、介護と仕事の両立の支援を目的とし、超過勤務の免除の対象となる子の対象の年齢を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げるとともに、介護休暇を取得する際に介護両立支援制度等について個別の周知、意向確認を行うための面談実施など勤務環境の整備を行うため、本条例の関係条項を改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。6ページをお開き願います。上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年上砂川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第5号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書7ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について人事院勧告に準じた改定を行うため関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例中別表の内容が相当量となっておりますので、読み上げにつきましては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、別表の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示により、議案第5号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、令和6年人事院勧告に準じた改正を行うものでありますが、民間給与との較差を解消するための月例給や期末、勤勉手当の引上げにつきましては令和6年第4回定例会において既に改正済みでありますので、令和7年4月1日から適用となる一般職の月例給、扶養手当等について改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー4を御覧願います。1点目の月例給では、職務や職責をより重視した俸給体系を導入することにより中堅職員以上の早期昇格時の給与を改

善するものであり、具体的には初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を最大3万5,000円引き上げる内容としております。

2点目の扶養手当につきましては、配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を増額するものであります。具体的には、現行の配偶者の扶養手当6,500円を令和7年度に3,000円とし、令和8年度以降は廃止する一方、満22歳の子につきましては現行1万円を令和7年度に1万1,500円とし、令和8年度以降は1万3,000円とするものであります。

3点目の管理職員特別勤務手当につきましては、平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯を拡大するものであり、現行午前零時から対象としていた時間帯を前日の午後10時からに改正するものであります。また、資料にはございませんが、令和7年度より後期高齢者医療広域連合に本町職員1名を派遣する予定であることから、物価の格差是正を目的に支給される地域手当の支給基準を新たに設けることとしております。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー5の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例中別表の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本文に参ります。8ページをお開き願います。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「月額」の次に「、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円」を加え、「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第9条の4の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第9条の5 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在職する職員に支給するものとし、その月額は、当該在勤する職員の給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、同項各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

第15条の3第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

附則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第3並びに別表第4の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(規則への委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長(高橋成和) 次、日程第10、議案第6号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) 議案書27ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第6号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正の施行に伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は建設環境課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第6号についてご説明いたします。

このたびの条例制定は、特定空家等になる前の段階からの対策を充実させるため、空き家等の活用の拡大、管理の確保、特定空家等の除却を総合的に強化することを目的に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い条文が追加されたため、本条例の関係条項を改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元の配付した資料ナンバー6の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文へ参ります。28ページをお開きください。上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町空き家等の適正管理に関する条例（平成24年9月18日上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条中「、法第7条第1項」を「、法第8条第1項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第7号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、議案第7号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書29ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第7号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、水道法の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は建設環境課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げにつきましては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第7号について説明をいたします。

このたびの条例改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が制定され、水道法が一部改正されたため、本条例の関係条項を改正するものであります。

具体的には、水道整備及び管理行政関係のうち布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、下水道等に関する実務経験を含めることとされたものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元の配付した資料ナンバー7の新旧対照表をご参照願います。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第8号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、議案第8号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書35ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第8号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について提案理由を申し上げます。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、滝川市に委託した電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、滝川市に委託した電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約について、機器更新及び標準準拠システムへの移行等に伴い委託内容が変更となるため、本規約の一部を変更しようとするものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、ご指示によりまして、議案第8号について内容の説

明をいたします。

中空知５市５町は、平成25年９月30日から戸籍システムを共同運用し、電算化しております。共同運用するに当たり、管理サーバー及びバックアップサーバー等を滝川市に設置することとし、平成24年に各市町が事務の一部を滝川市に委託する規約を制定して現在に至っております。また、戸籍業務は、国の標準化対象業務であり、令和７年度中にガバメントクラウドへの移行を努力義務とされておりますが、国が提供するクラウドと同等以上の優位性が認められる場合はベンダークラウドでの移行も可能であることから、中空知全市町が現在のシステム会社のベンダークラウドへの移行を予定しております。この移行に合わせ、本年９月に戸籍システムの機器更新を実施しますが、現在共同所有しておりますサーバー等は新たに所有せず、戸籍システム会社が提供するクラウドに環境を移し、クラウドサービスを共同利用する形態に変更いたします。

規約の変更につきましては、各市町の議会の議決を経て協議することとされており、現規約ではサーバーを滝川市に設置することとしておりますことから、該当規定の改正と合わせまして文言を整理するため議会の議決を求めるものでございます。

標準準拠システムへの切替えは、令和８年２月の予定となっております。

なお、規約の変更箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー８の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。議案書36ページでございます。電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約。

電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約（平成24年上砂川町告示第24号）の一部を次のように変更する。

第２条第１号中「設置し、」を削る。

第５条中「その委託を受けた事務」を「委託事務」に改める。

第７条第２項中「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務関係者」を「委託事務関係者」に改める。

附則

この規約は、令和７年10月１日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時４９分

再開 午前１０時５９分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を再開いたします。

◎議案第９号

○議長（高橋成和） 日程第13、議案第９号 令和６年度上砂川町一般会計補正予算（第９

号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第9号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算(第9号)について提案理由を申し上げます。

令和6年度上砂川町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,980万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月7日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第9号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税1,100万円の追加で、1億7,326万9,000円となります。

1項町民税700万円の追加で、8,490万1,000円となります。

2項固定資産税400万円の追加で、5,410万円となります。

2款地方譲与税63万円の追加で、1,881万8,000円となります。

3項森林環境譲与税63万円の追加で、481万8,000円となります。

10款地方交付税1億2,077万8,000円の追加で、19億9,013万5,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

12款分担金及び負担金204万9,000円の追加で、325万3,000円となります。

1項負担金、同額であります。

14款国庫支出金1,459万2,000円の追加で、3億372万2,000円となります。

1項国庫負担金1,600万円の追加で、1億7,018万8,000円となります。

2項国庫補助金140万8,000円の減額で、1億3,280万8,000円となります。

15款道支出金673万5,000円の追加で、1億2,340万7,000円となります。

1項道負担金800万円の追加で、1億671万5,000円となります。

2 項道補助金82万4,000円の減額で、612万8,000円となります。

3 項道委託金44万1,000円の減額で、1,056万4,000円となります。

16款財産収入32万6,000円の追加で、1,575万2,000円となります。

1 項財産運用収入32万6,000円の追加で、1,572万1,000円となります。

17款寄附金1,016万5,000円の追加で、1,726万5,000円となります。

1 項寄附金、同額であります。

20款諸収入197万2,000円の追加で、1 億818万9,000円となります。

5 項雑入197万2,000円の追加で、8,900万9,000円となります。

21款町債 1 億2,974万7,000円の減額で、1 億5,125万3,000円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が3,850万円の追加で、34億3,980万円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1 款議会費31万円の減額で、3,670万2,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費1,231万9,000円の追加で、5 億622万8,000円となります。

1 項総務管理費1,523万6,000円の追加で、4 億2,810万円となります。

2 項徴税費118万1,000円の減額で、876万3,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費129万5,000円の減額で、5,241万3,000円となります。

4 項選挙費44万1,000円の減額で、1,556万4,000円となります。

3 款民生費1,287万3,000円の追加で、7 億6,638万2,000円となります。

1 項社会福祉費1,595万1,000円の追加で、6 億9,945万円となります。

2 項児童福祉費307万8,000円の減額で、6,421万7,000円となります。

4 款衛生費232万5,000円の追加で、1 億8,769万5,000円となります。

1 項保健衛生費295万4,000円の追加で、1 億103万2,000円となります。

2 項清掃費62万9,000円の減額で、8,666万3,000円となります。

7 款商工費12万7,000円の減額で、2 億1,230万2,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費450万7,000円の減額で、3 億7,443万2,000円となります。

1 項土木管理費242万3,000円の減額で、1 億218万4,000円となります。

2 項道路橋りょう費202万2,000円の減額で、1 億5,690万円となります。

3 項住宅費 6 万2,000円の減額で、1 億1,534万8,000円となります。

9 款消防費206万5,000円の減額で、1 億8,393万円となります。

1 項消防費、同額であります。

10款教育費2,018万8,000円の追加で、1 億9,559万5,000円となります。

1 項教育総務費2,420万円の追加で、6,325万8,000円となります。

2 項小学校費107万7,000円の減額で、5,563万4,000円となります。

3 項中学校費139万7,000円の減額で、5,054万6,000円となります。

4 項社会教育費36万円の減額で、809万7,000円となります。

5 項保健体育費117万8,000円の減額で、1,806万円となります。

12款公債費219万6,000円の減額で、3億8,070万7,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が3,850万円の追加で、34億3,980万円となります。

次ページであります。第2表、繰越明許費。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、妊婦のための支援給付に係るシステム改修事業、事業費118万8,000円。9款消防費、1項消防費、消防ポンプ自動車購入事業、3,795万円。合計3,913万8,000円。

第3表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、300万円、335万3,000円。福祉医療センター設備改修事業、2,640万円、1,560万円。空工場除却事業、4,250万円、全額減額であります。町道7町内線雨水側溝布設替事業、4,130万円、全額減額であります。緑が丘団地除却事業、1,270万円、全額減額であります。緑が丘公営住宅団地外装改善事業、2,690万円、2,650万円。消防車両整備事業、3,900万円、3,490万円。防災行政無線整備事業、700万円、670万円。防災備蓄倉庫整備事業、650万円、610万円。町道鶉下鶉線道路横断管改修事業、900万円、全額減額であります。成寿苑介護浴槽更新事業、860万円、全額減額であります。

事項別明細書14ページ、歳出でございます。このたびの補正は最終補正予算であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でありますので、予算額の読み上げとさせていただきます、減額の大きいものと追加となる費用を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3、歳出、1款1項1目議会費31万円の減額は、精査であります。

2款1項1目一般管理費1,906万5,000円の追加は、13節使用料及び賃借料27万2,000円の追加は4月1日付で後期高齢者広域連合に派遣する職員の住宅保証料等の計上で、24節積立金2,139万1,000円の追加はふるさとづくり基金に1,033万3,000円、減債基金に1,000万円、財政調整基金へ利息分32万6,000円、地域振興基金に73万2,000円積立てするもので、その他は精査であります。

6目企画費60万8,000円の減額、8目交通安全対策費44万7,000円の減額は、いずれも精査であります。

10目町民センター管理費162万4,000円の追加は、10節需用費170万円の追加は利用件数増による燃料費と電気料の追加で、その他は精査であります。

11目地域振興費171万3,000円の減額で、1億2,125万2,000円となります。7節報償費、移住定住奨励金630万円の減額は精査で、18節負担金、補助及び交付金424万3,000円の追加は中央バス路線維持助成金として521万4,000円の追加、その他は精査であります。

12目地域おこし協力隊事業費268万5,000円の減額は、精査であります。

2項2目賦課徴収費118万1,000円の減額と3項1目戸籍住民基本台帳費129万5,000円の

減額は、いずれもシステムの標準化、共通化の移行時期変更に伴う精査であります。

4 項 4 目衆議院議員選挙費44万1,000円の減額は、執行残の精査であります。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費2,771万8,000円の追加は、19節扶助費、障害者自立支援給付費で報酬改定と就労支援対象者及び障害児の増により3,200万円の追加、その他は精査であります。

2 目老人福祉費131万4,000円の減額は精査で、4 目介護保険費455万6,000円の追加は18節負担金、補助及び交付金、居宅介護サービス費、施設介護サービス費など保険給付費の増により空知中部広域連合負担金で504万8,000円の追加、その他は精査であります。

5 目地域包括支援センター費 9 万8,000円の減額、 7 目後期高齢者医療費1,231万1,000円の減額、 8 目低所得世帯価格高騰重点支援給付事業費260万円の減額は、いずれも精査であります。

2 項 1 目児童福祉総務費192万6,000円の減額は、12節委託料101万6,000円の追加は妊婦のための支援給付に係るシステム改修費として118万8,000円の追加、その他は精査であります。

2 目認定こども園等複合施設費115万2,000円の減額は、精査であります。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費448万5,000円の追加は、12節委託料44万5,000円の追加は健康管理システム改修事業で、その他は精査であります。

2 目予防費153万1,000円の減額は、精査であります。

2 項 2 目じん芥処理費26万円の減額、 3 目し尿処理費36万9,000円の減額は、精査であります。

7 款 1 項 3 目観光費12万7,000円の減額は精査で、 8 款 1 項 1 目土木総務費242万3,000円の減額、 2 項 1 目道路維持費202万2,000円の減額、 3 項 1 目住宅管理費 6 万2,000円の減額は、いずれも精査であります。

9 款 1 項 1 目消防費206万5,000円の減額は、精査であります。

10 款 1 項 2 目事務局費2,420万円の追加は、24節積立金、教育施設整備基金積立金に1,000万円の追加、奨学資金基金積立金に1,500万円の追加、その他は精査であります。

2 項 1 目学校管理費65万4,000円の減額は精査で、 2 目教育振興費42万3,000円の減額は18節負担金、補助及び交付金、砂川学校給食センター負担金、人件費、賄い材料費増により80万円の追加、その他は精査であります。

3 項 1 目学校管理費117万6,000円の減額は精査で、 2 目教育振興費22万1,000円の減額は18節負担金、補助及び交付金、砂川学校給食センター負担金40万円の追加は人件費、賄い材料費等の増によるもので、その他は精査であります。

4 項社会教育費、 5 項保健体育費は、精査であります。

12 款 1 項 1 目元金 2 万4,000円の追加と 2 目利子222万円の減額は、臨時財政対策債利率見直しと一時借入金利子の精査であります。

次に、 9 ページ、歳入であります。 2、歳入、 1 款 1 項 1 目個人600万円の追加は所得割

の増で、2目法人100万円の追加は企業1社の決算納付の増であります。

2項1目固定資産税400万円の追加は、家屋と償却資産の増であります。

2款3項1目森林環境譲与税63万円の追加は交付決定額の追加で、10款1項1目地方交付税1億2,077万8,000円の追加は普通交付税の交付決定額の追加であります。

次ページであります。12款1項1目民生費負担金204万9,000円の追加は、認定こども園広域入所に係る利用者負担金の追加であります。

14款1項1目民生費負担金1,600万円の追加は、障害者自立支援費歳出増加分の国庫負担金の追加で、2項1目総務費補助金16万8,000円の減額は精査で、2目民生費補助金134万円の減額は2節児童福祉費補助金、妊婦のための支援給付に係るシステム改修事業として118万8,000円を追加し、その他は精査であります。

15款1項1目民生費負担金800万円の追加は、障害者自立支援費歳出増加分の道負担金の追加で、2項1目総務費補助金29万9,000円の追加は交付決定額の追加で、2目民生費補助金112万3,000円の減額は精査、3項1目総務費委託金44万1,000円の減額は精査であります。

16款1項2目利子及び配当金32万6,000円の追加は精査で、17款1項1目寄附金1,016万5,000円の追加は1節一般寄附金6件分63万2,000円の追加、2節ふるさと寄附金465件分433万3,000円の追加、3節企業版ふるさと納税3件分520万円を追加するものであります。

20款5項5目雑入197万2,000円の追加は、マラニックに対するいきいきふさと推進事業交付金の追加で、その他は精査であります。

21款1項1目総務債6,224万7,000円の減額は、1節臨時財政対策債35万3,000円の追加は同意予定額の追加で、3節公共施設等整備事業債6,260万円の減額、2目土木債6,340万円の減額はいずれも他の財源を確保できたことによる減額で、3目消防債410万円の減額は入札に伴う事業費減による精査であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第10号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、議案第10号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第10号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,259万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月7日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第10号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1 款国民健康保険税 5 万6,000 円の減額で、2,173万1,000円となります。

1 項国民健康保険税、同額であります。

3 款繰入金420万1,000円の減額で、2,670万3,000円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入322万6,000円の追加で、2,383万3,000円となります。

2 項雑入322万6,000円の追加で、2,383万2,000円となります。

5 款繰越金31万6,000円の追加で、31万6,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が71万5,000円の減額で、7,259万5,000円となります。

2、歳出、1 款総務費79万5,000円の減額で、7,236万5,000円となります。

1 項総務管理費79万5,000円の減額で、7,110万9,000円となります。

2 款諸支出金 8 万円の追加で、13万円となります。

1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

歳出合計が71万5,000円の減額で、7,259万5,000円となります。

事項別明細書 8 ページ、歳出でございます。3、歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費79万5,000 円の減額は、空知中部広域連合分賦金の精査で、2 款 1 項 1 目償還金 8 万円の追加は過誤納還付金の追加であります。

次に、6 ページ、歳入であります。2、歳入、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 5 万6,000円の減額は、被保険者数の減による精査で、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金420万 1,000円の減額は精査であります。

4 款 2 項 3 目雑入322万6,000円の追加は、空知中部広域連合分賦金前年度精算分の計上で、5 款 1 項 1 目繰越金31万6,000円の追加は前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第 11 号

○議長（高橋成和） 次、日程第15、議案第11号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第11号 令和６年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

令和６年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ552万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,496万1,000円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月７日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第11号について内容の説明をいたします。

２ページであります。第１表、歳入歳出予算補正。１、歳入、１款後期高齢者医療保険料406万3,000円の減額で、3,930万1,000円となります。

１項後期高齢者医療保険料、同額であります。

３款繰入金161万9,000円の減額で、2,529万1,000円となります。

１項一般会計繰入金、同額であります。

５款繰越金15万4,000円の追加で、15万4,000円となります。

１項繰越金、同額であります。

歳入合計が552万8,000円の減額で、6,496万1,000円となります。

２、歳出、２款後期高齢者医療広域連合納付金552万8,000円の減額で、6,275万4,000円となります。

１項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が552万8,000円の減額で、6,496万1,000円となります。

事項別明細書８ページ、歳出でございます。３、歳出、２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金552万8,000円の減額は、負担金の精査であります。

次に、６ページ、歳入であります。２、歳入、１款１項１目特別徴収保険料399万2,000円の減額、２目普通徴収保険料７万1,000円の減額は、いずれも被保険者数の減によるもので、３款１項１目事務費繰入金15万5,000円の減額、２目保険基盤安定繰入金146万4,000円の減額はいずれも精査であります。

５款１項１目繰越金15万4,000円の追加は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第 12 号

○議長（高橋成和） 次、日程第16、議案第12号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第12号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、収入、第1款水道事業収益、既決予算額1億2,997万9,000円、補正予定額302万3,000円の減額、計1億2,695万6,000円。

第1項営業収益、7,852万4,000円、700万円の減額、7,152万4,000円。

第2項営業外収益、5,145万5,000円、397万7,000円の追加、5,543万2,000円。

支出、第1款水道事業費用、1億2,997万9,000円、302万3,000円の減額、1億2,695万6,000円。

第1項営業費用、1億2,263万9,000円、232万7,000円の減額、1億2,031万2,000円。

第2項営業外費用、581万6,000円、69万6,000円の減額、512万円。

次ページでございます。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、既決予定額1億2,070万円、補正予定額236万9,000円の減額、計1億1,833万1,000円。

第1項企業債、8,990万円、160万円の減額、8,830万円。

第2項国庫補助金、2,983万9,000円、170万円の減額、2,813万9,000円。

第3項他会計補助金、96万1,000円、93万1,000円の追加、189万2,000円。

支出、第1款資本的支出、1億7,482万4,000円、236万9,000円の減額、1億7,245万5,000円。

第1項建設改良費、1億2,070万円、236万9,000円の減額、1億1,833万1,000円。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた簡易水道等施設整備事業の限度額「6,790万円」を「6,750万

円」に、配水管整備事業の限度額「2,200万円」を「2,080万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条に定めた水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「5,241万3,000円」を「5,732万1,000円」に改める。

令和7年3月7日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第12号について内容の説明をいたします。

4ページであります。令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）実施計画。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益302万3,000円の減額で、1億2,695万6,000円となります。

1項営業収益700万円の減額で、7,152万4,000円となります。

1目給水収益700万円の減額で、6,978万1,000円となります。

2項営業外収益397万7,000円の追加で、5,543万2,000円となります。

2目他会計補助金397万7,000円の追加で、5,542万9,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用302万3,000円の減額で、1億2,695万6,000円となります。

1項営業費用232万7,000円の減額で、1億2,031万2,000円となります。

4目総係費232万7,000円の減額、2,914万円となります。

2項営業外費用69万6,000円の減額で、512万円となります。

1目支払利息及び企業債取扱諸費69万6,000円の減額で、194万5,000円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入236万9,000円の減額で、1億1,833万1,000円となります。

1項企業債160万円の減額で、8,830万円となります。

1目企業債、同額であります。

2項国庫補助金170万円の減額で、2,813万9,000円となります。

1目国庫補助金、同額であります。

3項他会計補助金93万1,000円の追加で、189万2,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出236万9,000円の減額で、1億7,245万5,000円となります。

1項建設改良費236万9,000円の減額で、1億1,833万1,000円となります。

1目簡易水道等施設整備費、126万9,000円の減額で、9,743万1,000円となります。

2目配水管整備事業費110万円の減額で、2,090万円となります。

事項別明細書6ページ、収益的支出であります。収益的支出、1款1項4目総係費232万7,000円の減額は、入札執行残による精査で、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費69万

6,000円の減額は精査であります。

次に、収益的収入に参ります。1款1項1目給水収益700万円の減額は、主に業務用使用料減少による精査で、2項2目他会計補助金397万7,000円の追加は一般会計補助金を追加するものであります。

次に、7ページ、資本的支出であります。資本的支出、1款1項1目簡易水道等施設整備費126万9,000円の減額、2目配水管整備事業費110万円の減額は、いずれも入札執行残による精査であります。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、1款1項1目企業債160万円の減額、2項1目国庫補助金170万円の減額は、いずれも工事費減額による精査であります。

3項1目他会計補助金93万1,000円の追加は、一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第13号

○議長（高橋成和） 次、日程第17、議案第13号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第13号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、収入、第1款下水道事業収益、既決予定額1億1,436万3,000円、補正予定額186万4,000円の減額、計1億1,249万9,000円。

第2項営業外収益、8,552万2,000円、186万4,000円の減額、8,365万8,000円。

支出、第1款下水道事業費用、1億1,436万3,000円、186万4,000円の減額、1億1,249万9,000円。

第1項営業費用、1億82万5,000円、139万6,000円の減額、9,942万9,000円。

第2項営業外費用、1,016万2,000円、46万8,000円の減額、969万4,000円。

次ページです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、既決予定額1億838万5,000円、補正予定額571万2,000円

の減額、計 1 億 267 万 3,000 円。

第 1 項企業債、4,870 万円、310 万円の減額、4,560 万円。

第 2 項国庫補助金、1,440 万円、355 万 3,000 円の減額、1,084 万 7,000 円。

第 3 項他会計補助金、127 万 8,000 円、94 万 1,000 円の追加、221 万 9,000 円。

支出、第 1 款資本的支出、1 億 3,804 万円、571 万 2,000 円の減額、1 億 3,232 万 8,000 円。

第 1 項建設改良費、5,439 万 5,000 円、571 万 2,000 円の減額、4,868 万 3,000 円。

(企業債)

第 4 条 予算第 5 条に定めた流域下水道事業債の限度額「630 万円」を「690 万円」に、特定環境保全公共下水道事業債の限度額「3,240 万円」を「2,860 万円」に、資本費平準化債の限度額「1,000 万円」を「1,010 万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第 5 条 予算第 8 条に定めた下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受け
る金額「4,554 万 9,000 円」を「4,462 万 6,000 円」に改める。

令和 7 年 3 月 7 日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第 13 号について内容の説明をいたします。

4 ページであります。令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 5 号）実施計画。
収益的収入及び支出、収益的収入、1 款下水道事業収益 186 万 4,000 円の減額で、1 億 1,249
万 9,000 円となります。

2 項営業外収益 186 万 4,000 円の減額で、8,365 万 8,000 円となります。

2 目他会計補助金 186 万 4,000 円の減額で、4,240 万 7,000 円となります。

収益的支出、1 款下水道事業費用 186 万 4,000 円の減額で、1 億 1,249 万 9,000 円となります。

1 項営業費用 139 万 6,000 円の減額で、9,942 万 9,000 円となります。

2 目総係費 181 万円の減額で、1,450 万 8,000 円となります。

3 目流域下水道管理運営負担金 41 万 4,000 円の追加で、825 万 2,000 円となります。

2 項営業外費用 46 万 8,000 円の減額で、969 万 4,000 円となります。

1 目支払利息及び企業債取扱諸費 46 万 8,000 円の減額で、875 万 2,000 円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1 款資本的収入 571 万 2,000 円の
減額で、1 億 267 万 3,000 円となります。

1 項企業債 310 万円の減額で、4,560 万円となります。

1 目下水道事業債、同額であります。

2 項国庫補助金 355 万 3,000 円の減額で、1,084 万 7,000 円となります。

1 目国庫補助金、同額であります。

3 項他会計補助金94万1,000円の追加で、221万9,000円となります。

1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出571万2,000円の減額で、1 億3,232万8,000円となります。

1 項建設改良費571万2,000円の減額で、4,868万3,000円となります。

1 目公共下水道整備費671万円の減額で、4,009万円となります。

2 目流域下水道建設負担金99万8,000円の追加で、859万3,000円となります。

事項別明細書 6 ページ、収益的支出でございます。収益的支出、1 款 1 項 2 目総係費181万円の減額は、入札執行残による精査で、3 目流域下水道管理運営負担金41万4,000円の追加は負担金の精査であります。

2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費46万8,000円の減額は、精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、1 款 2 項 2 目他会計補助金186万4,000円の減額は、一般会計補助金を減額するものであります。

次に、7 ページ、資本的支出に参ります。資本的支出、1 款 1 項 1 目公共下水道整備費671万円の減額は、入札執行残による精査で、2 目流域下水道建設負担金99万8,000円の追加は負担金の精査であります。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、1 款 1 項 1 目下水道事業債310万円の減額は、特定環境保全公共下水道事業債380万円の減額は工事費減による精査で、その他は精査であります。

2 項 1 目国庫補助金355万3,000円の減額は工事費減によるもので、3 項 1 目他会計補助金94万1,000円の追加は一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午後 零時 57 分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

◎町政執行方針

○議長（高橋成和） 日程第18、町政執行方針について議題といたします。

町政執行方針の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、令和7年度の町政執行方針を申し述べます。お手元に配付しております町政執行方針1 ページを御覧願います。

令和7年第1回上砂川町議会定例会の開会にあたり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が、町長に就任して11年が経過し、第20期町政の最終年を迎えようとしております。この間、議員各位並びに町民の皆様には、本町が抱える諸課題の解決にご理解とご協力を賜り

ながら、町政を進めてまいりました。

さて、本町においては、依然として人口減少、少子高齢化の著しい中、地域の社会課題解決や魅力向上を目指した地方創生の取り組みを一層推進するため、「第8期上砂川町総合計画前期基本計画」を策定しております。

これまで時代の変化を見据え取り組んできた、人口減少、少子高齢化対策、さらには、地域経済の活性化を中心に、将来に向かって持続可能な町政を確立するための確かな基盤構築に結びついているものと確信しております。

本年度も、時代の趨勢を見極めながら、本町の創生を図るため、これまで培った経験や人的ネットワークを最大限に生かし、将来に向かって希望あるまちづくりに、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、令和7年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康で心豊かに暮らせるまち

1. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

国においては令和5年に「こども未来戦略方針」を策定し、妊娠期から切れ目なく子育て世帯を支える加速化プランが示されたところであります。

本町におきましては、子どもを希望する町民へ特定不妊治療費に加え、先進医療に係る費用の助成や妊婦健診、産婦健診費用の全額助成を行ってまいりましたが、本年度より1か月健診の助成を開始し、産前産後を通して、経済的支援を強化してまいります。また、妊娠期から子育て期にわたり、妊婦訪問、産後ケア事業、新生児訪問、2か月訪問、乳幼児相談・健診等の月齢に応じた子どもの健康状態や育児の相談を実施しておりますが、新たに5歳児相談を追加することで就学前までに必要な支援につなげることができる実施体制を構築してまいります。

認定こども園等複合施設においては、昨年度、ICT化を進めることで、子どもと向き合う時間をより確保できる体制が整ったことから、これまでの量的な対応から、今後は質の向上への転換を確実に推し進め、子どもたちが質の高い保育と幼児教育を享受し、保護者が安心して預けられる施設運営に努めてまいります。

また、幼児教育の充実を図るため、昨年度よりこども園の5歳児を対象に、小学校への円滑な移行を目指したアプローチカリキュラムを実践し、小学校と情報交流や個別支援に努め、幼小の連携を密にすることにより、子どもたちがスムーズに集団生活を送ることができるよう支援してまいります。

本年度より子ども子育て支援法に沿った町の子育て支援施策の根幹となる、「第3期上砂川町子ども子育て支援事業計画」がスタートすることから、保護者の求めるニーズを反映させつつ、保育サービスと幼児教育の充実、子どもの健全育成を柱とし、本町が抱える貧困問題とヤングケアラー対策などを推進することで、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりを進めてまいります。

２．次代を担う人材を育成するまちづくり

総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりを教育委員会と連携し、社会のさまざまな変化を的確に捉え解決できるよう、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、引き続き学校法人田中学園との包括連携による協力を得ながら、単式学級の維持に努めるとともに、小学３年生以上で教科担任制を導入し、一人ひとりに寄り添った学びの提供に努めてまいります。

学力向上対策につきましては、公設学習塾の対象学年を小学４年生以上から小学３年生以上へ拡大することに加え、中学３年生では学力に応じたコース別教室を開設してまいります。

また、児童生徒の減少と校舎の老朽化が進む中、昨年度、上砂川町の小中学校のあり方について、「上砂川町学校再編委員会」から義務教育学校の開設を進めるべきとの報告を受けたことから、町財政を考慮しながら、基本コンセプトの策定に着手し、ＰＴＡや学校関係者等とともに義務教育学校の開設について議論を進めてまいります。

社会教育につきましては、各世代におけるさまざまな学習要求に応えるため、本年度は地域おこし協力隊の協力を得て「キッズ体験くらぶ」を開催するほか、各種成人向けワークショップ、高齢者向けいきいき大学を引き続き実施してまいります。また、下鶴分譲団地に子育て世代が増えてきたことから児童公園を整備してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

３．誰もが健康で暮らしやすいまちづくり

福祉支援につきましては、本年度より「第１期上砂川町地域福祉計画」がスタートすることから、社会福祉協議会や地域と連携し、支援が必要な町民に対して切れ目のない相談・支援が提供できる地域づくりを目指してまいります。

高齢者支援につきましては、除雪サービス等の在宅福祉サービスの充実を図り高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域づくりを推進してまいります。

また、高齢者施設につきましては、空調設備が未整備であることから、施設に入居しても快適に暮らせるよう、本年度は成寿苑と町立診療所に空調設備を整備してまいります。

認知症施策につきましては、これまで実施してきた認知症サポーター養成講座等の各種関連事業を、認知症支援のシンボルカラーであるオレンジを事業名とした「チームオレンジ事業」として再構築し、認知症の方に寄り添ったサポート体制を提供してまいります。

また、認知症サポーターの養成につきましては、企業や警察、金融機関等町内各種事業所に対象を広げ、理解の促進支援や認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進してまいります。

地域見守り活動につきましては、地域の中で誰一人取り残されることがないように、包括協

定などを締結した民間事業者及び社会福祉協議会など関係機関と連携し、ボランティア活動の推進とネットワークの強化に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が自立し、安心して地域で暮らせる社会づくりを地域全体で実現するために、広域連携による相談業務や緊急時の受け入れ調整等を行い、上砂川町障がい福祉計画に基づき各種施策の着実な実施に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が互いに連携しながらサービスを提供する地域包括ケアシステムの構築や高齢者の尊厳の保持と重度化防止、自立した生活の支援に努めるとともに、これまで取り組んできた高齢者自身が自助・互助による役割を果たすことで、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支援してまいります。

健康づくりの推進につきましては、本年度より65歳以上の带状疱疹ワクチンの定期接種が開始されますが、独自に50歳から64歳の方を対象に接種費用の助成を行い、感染症対策の強化を図ってまいります。

生活習慣病予防対策につきましては、引き続き小学生から高齢者までライフステージに応じ独自項目を追加した健康診査と保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防、重症化予防を進めてまいります。

国民健康保険及び後期高齢者特定健診につきましては、健診機関の拡充や未受診者への受診勧奨、集団健診の早期予約制度を継続するとともに、後期高齢者特定健診においては受診券をプッシュ型で交付し、受診予約の簡素化を図ることで受診率の向上に努めてまいります。

また、健康診査、医療機関、介護サービス等の利用がない健康状況不明者へ介入し、状況の把握や必要なサービスへの接続等を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みによる健康寿命の延伸を図ってまいります。

介護予防事業につきましては、高齢者支援アプリを導入し、介護予防事業等の参加ポイント及びケアサポーターポイントの一元化するとともに、高齢者がアプリを通じて必要な情報を入手し、見守りや地域とのコミュニケーションが簡単にできる仕組みなどモデル地区を設定し開始してまいります。

また、口腔機能の維持・向上のため、歯科医師の講話を百歳体操全町大会で催し、地区活動では全地区に歯科衛生士による健康教育を実施することで、フレイル予防を推進してまいります。

第二 活気とにぎわいがあふれるまち

1. 産業を振興し活気あるまちづくり

商工業の活性化については、既存企業の経営の強化や安定を図るため商工会議所をはじめ関係団体と連携を強化していくほか、起業を希望される方に対して、創業支援や新たな特産品開発支援を引き続き実施してまいります。

企業誘致・新産業の創出については、企業誘致に向け、道や関係機関と情報共有を図り、

町の遊休地及び遊休施設の利活用を含めた積極的な活動に努めるとともに、事業拡大に伴う設備投資に対し、企業助成制度と併せ、国・道の各種支援制度を活用し、更なる育成・助長に努めてまいります。

雇用対策については、町内企業において人手不足が深刻化していることから、高校生の企業見学会の実施や地域おこし協力隊による企業紹介動画の作成、求人広告の作成等に関するサポートを実施いたします。

また、道や広域連携で実施している合同企業説明会へ企業の参加を促すほか、必要に応じて道が立地企業を対象に実施している人材確保支援事業等を活用し、労働力の確保に努めてまいります。

2. にぎわいと魅力あるまちづくり

人口減少・移住定住対策につきましては、移住関連情報等の発信と移住・定住相談を実施するために東京都で開催されるふるさと回帰フェアに参加するとともに民間賃貸住宅家賃補助事業の拡充と移住定住奨励金制度などこれまで進めてきた移住・定住施策や子育て支援施策などの積極的な情報発信に努めてまいります。

また、「まちの駅ふらっと」については、実施時期にあわせた特色のあるマルシェを開催することにより、交流人口の増加を図ってまいります。

観光については、上砂川岳温泉「パンケの湯」の利用促進を図るための事業に対し支援を行うとともに、本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会は、町民の期待と町外の観光入込客による経済波及効果も大きいことから支援を行うほか、一昨年から開催しているマラニックについても、更なる交流人口の増加を目指し引き続き支援してまいります。

情報発信につきましては、町広報及び町ホームページにて必要となる情報を分かりやすく伝えるほか、町公式Instagram等のSNSを活用して、イベント等の発信を行うとともに、観光パンフレットを新たに作成し町の知名度向上に努めてまいります。

第三 生活環境が整った住みよいまち

1. 快適で住みよいまちづくり

住環境対策につきましては、快適で持続可能な住環境を提供し、計画的な屋根・外壁改善工事や屋根葺替工事のほか、老朽設備等の更新を実施してまいります。

また、住宅関連計画に基づく住宅施策の推進と町営住宅の管理戸数の最適化及びストック住宅の有効活用、ゼロカーボン実現に向けた新たな取り組みを推進するとともに、民間資本を取り入れた賃貸住宅整備を積極的に支援してまいります。

除排雪につきましては、主要道路から生活道路まで幅広くかつ、常に安全・安心の維持に努めるとともに、沿道家屋からの落雪や通学路の安全確保、交差点の見通し確保等の対策と啓発を実施してまいります。

水道事業につきましては、持続、安全、強靱を目指し、安定した水の供給を図るとともに、水道事業の安定経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、老朽化が著しいマンホールポンプを更新し、安全で快適な生

活環境を確保するとともに将来にわたり持続できる下水道事業の安定経営に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、中央バスから利用者の減少及び乗務員不足が深刻な状況にあり、一昨年土日祝日便が減便となり、今後もこれらの理由により更なる減便も想定されることから、代替交通を検討するなど引き続き町民の交通手段の維持確保に努めるとともに、国や道に対し公共交通の確保に向けた各種支援要請に努めてまいります。

また、乗り合いタクシー事業につきましては、登録者と利用者数が増加していることから、今後においても本制度の周知を図るとともに、住民の移動ニーズの把握に努め、対応について委託業者と協議してまいります。

テレビ中継局につきましては、地上デジタル放送への移行時に整備した中継局施設が更新期を迎えることから、テレビ中継局施設を更新してまいります。

空き家対策につきましては、空き家等対策協議会と連携し「上砂川町空き家等対策計画兼空き家対策総合実施計画」に基づき、特定空き家の認定を行い危険空き家の増加抑制に努め、空き家等の解体を促進するための制度の創設を検討するとともに、利用されていない公共施設の除却を行い、町民及び地域の安全・安心と生活環境の保全に努めてまいります。

また、土地利用につきましては、各種計画との調整を図り、土地の利活用を検討してまいります。

2. 安全安心に暮らせるまちづくり

防災対策につきましては、近年頻発する自然災害に対応するため、昨年防災行政無線整備に向けた実施設計業務委託を終えたことから、本年度は屋外スピーカーや個別受信機を効果的に設置するとともに、防災気象情報の体系整理等に対応するため、Jアラート受信機を更新することにより、公式ラインの運用も含めた災害情報伝達手段の多重化・多様化を推進してまいります。

また、地域における自主的な防災活動が活発に実施されるよう、自主防災組織の結成に向けた支援と町民参加型の防災訓練を継続して実施することにより自助・共助・公助の連携を強化するほか、災害備蓄品の補充も図ってまいります。

防犯対策につきましては、警察や防犯協会、消費者協会などと連携し、振り込め詐欺防止を目的とした街頭啓発や本年度から施行する犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の安全確保や経済的支援等の施策を推進してまいります。

交通安全対策につきましては、昨年6月4日に「交通事故死ゼロの日5,000日」を達成したことから、次の目標を6,000日と掲げ、警察や交通安全推進委員会との連携を更に強化し、交通安全思想の啓発を図るとともに、高齢者の運転免許証自主返納支援事業や住民ニーズに応じた交通安全教室を実施するなど、悲惨な交通事故を起こさせないまちづくりを推進してまいります。

消防体制につきましては、令和5年度から3か年計画で進めている大型水槽車の更新が終了することから、効果的かつ効率的な消火活動を行える「A2級消防ポンプ」を搭載した

多機能型消防車両として、複雑多様化する災害対応に万全を期してまいります。

また、近年の大規模災害に対応するため、消防団との連携強化による水・火災の発生防除と被害の軽減に努めてまいります。

消費者保護につきましては、高齢者を狙った悪質な訪問販売や特殊詐欺事件が発生しているほか、SNSを悪用し金銭をだまし取る投資詐欺が道内で急増していることから、町民が被害に遭わないよう消費者被害防止ネットワークや消費者協会を中心に関係機関・団体と連携を強化し、情報の収集や対策に取り組むとともに、町広報などを活用した啓発活動に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、ヒグマの出没防止対策として、草刈り地域箇所を追加するほか、昨年、野生動物撃退装置を設置し効果が確認されたことから増設することとし、住宅地付近への出没抑制を図ってまいります。

また、エゾシカ対策につきましては、銃による駆除などを継続し、アライグマ対策についても、引き続き春期捕獲に重点を置いた啓発及び箱罠の貸出を行ってまいります。

共同浴場につきましては、利用者数の減少と近年の各種物価高騰により運営方法の見直しや自助努力を進めておりますが、自主運営が非常に厳しい状況であるため、運営費の一部を助成することで引き続き運営できるよう支援してまいります。

3. 脱炭素社会を実現するまちづくり

地球温暖化防止対策につきましては、国が目指す2050年脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画に基づき、本年度は公共施設に再生可能エネルギーの導入や街路灯のLED化を実施してまいります。

また、CO₂削減対策の一環として、今後も公共施設に率先して再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、再生可能エネルギーを導入する町民や企業への補助制度の創設も検討してまいります。

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会と連携し、ごみの減量化や再資源化に努めるとともに、ごみの出し方や収集方法の見直し等について検討してまいります。

また、プラスチック資源循環促進法に基づく分別や収集方法についても、近隣市町と情報共有や広域連携なども含め引き続き対応を検討してまいります。

第四 次世代につなげるまち

1. とともに行動し活躍できるまちづくり

町民が主体性を持つまちづくりににつきましては、まちづくり町民会議や関係機関・団体との意見交換会を通じて町民のニーズや地域課題を把握し、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、まちづくりに対する機運醸成と将来に希望の持てるまちづくりを推進してまいります。

地域コミュニティにつきましては、人口減少と高齢化により活動が停滞傾向にあることから、集落支援員と一体となり自治会活動の支援に努めるほか、自治会が継続して活動し続けるためにはどのような方策が必要かを自治会連絡協議会とともに思案してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、若い世代の意識の高揚と組織づくりへの支援として、様々な場面で啓発や学習機会の創出に努め、合わせて多様な分野において女性が活躍できる環境づくりを推進してまいります。

2. 持続可能な行財政運営を推進するまちづくり

D Xの推進につきましては、国が定める自治体D X推進計画に基づき、情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化など業務の効率化及びデジタル技術を活用した住民の利便性向上と情報発信の強化を図るとともに、引き続きマイナンバーカードの利活用拡大やデジタルの恩恵を広く行き渡らせていくための取り組みを推進してまいります。

諸証明の発行については、マイナンバーカードを取得している方が、マイナポータルから住民票と印鑑登録証明書の申請と支払いができるよう整備し、利便性の向上を図ってまいります。

行財政の効率的運営につきましては、時代に即した行政サービスを着実に実施していくことが求められており、多様化する住民ニーズとデジタル技術を活用した行政サービスに対応できるよう継続的に職員研修を実施するなど組織活性化を念頭に置きながら、より町民から信頼される役場づくりを目指してまいります。

財政運営では、依然として地方交付税に大きく依存する財政構造であることから、限られた財源を効率かつ有効に活用するため、各種施策や事業の費用対効果を検証するとともに、引き続きふるさと納税や企業版ふるさと納税など自主財源の確保や公共施設の適正な管理に努め、中長期的な視点に立ち持続可能な財政運営を行ってまいります。

また、町税は重要な自主財源であることから、口座振替納税や地方税共通納税システムによる電子納付の普及促進に加え、町税等のコンビニ納付の利用を推進するなど、納税者の利便性と収納率の向上に努めるとともに、上下水道料金のコンビニ納付について準備を進めてまいります。

広域的な連携につきましては、行政の効率化と住民サービス向上のため、引き続き滝川市、砂川市を中心市とした定住自立圏による医療、福祉、教育など生活機能の確保のほか、地域公共交通や人材確保等の諸課題を含め行政各般にわたる広域連携、広域行政の推進に取り組んでまいります。

以上、令和7年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げます。

本町を取り巻く社会経済情勢は、依然として、先を見通すことのできない厳しい状況が続いており、さらに、加速化する人口減少や少子高齢化への対応をはじめ、地域公共交通の確保、公共施設や学校教育の在り方の検討など、時代の変遷の中で、新たな町政課題も山積してきております。

このような厳しい時だからこそ、困難に立ち向かう揺るぎない信念と気概を持ち、職員と一丸となり全力で取り組んでまいる所存であります。

今後も、議員各位並びに町民の皆さまの町政に対するより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（高橋成和） 次、日程第19、教育行政執行方針について議題といたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

令和7年第1回定例町議会の開会にあたり、令和7年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

本年度は、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代の上砂川を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、社会のさまざまな変化を的確に捉え解決できるよう、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に着ける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

（1）学習指導の充実

学校教育につきましては、2学期制及び小中学校への学習支援員配置を継続するとともに、全国学力・学習状況調査等の結果から明らかになった課題の解決に向け、学校全体での分析・検証・指導方法改善に加え、「中一ギャップ」の解消のため、教職員が互いの学校に乗り入れて授業を実施するなど、小中一貫教育を両校の連携のもと進めてまいります。

また、引き続き学校法人田中学園との包括連携による協力を得ながら、小学校の英語授業を担当して指導してもらうほか、小学3年生以上では教科担任制を導入することで、一人ひとりに寄り添った学びの提供に努めてまいります。

学力向上対策として実施しております公設学習塾につきましては、対象学年を小学4年生以上から小学3年生以上へ拡大し、習熟度に応じた個別の指導に力を入れるとともに、中学3年生では希望者に学力に応じたコース別教室を開設し、学力向上へ向け、児童生徒・保護者へ積極的な塾の活用を促してまいります。

また、本町の課題のひとつである文章題の読解力向上のため、朝読や漢字の書き取りを行う朝学習を継続し、小学校での夏休み学習ゼミについては、学力向上となるよう見直しを図りながら実施するとともに、国語力向上のため、小中学校を通して実施している漢字検定のほか、中学生全学年の英語検定を助成し、検定後の結果を分析・把握することで一層の学力向上に努めてまいります。

併せて、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」、文化に触れる機会を提供する「芸術鑑賞事業」を実施、また、地域を支える町内企業を知ること、将来の就業時の選択肢のひとつとなり得るよう、町内企業の見学会を実施してまいります。

家庭学習の推進につきましては、特に本町での大きな課題でもあり、その習慣化については各家庭での協力が不可欠であることから、児童・生徒自らが目標を立て取り組む生活リズムチェックシートを継続することで、生活習慣を見つめなおす機会とし、さらに家庭に対しては、家庭学習の心構えや大切さを印刷したクリアファイルを各家庭に配布することで家庭学習の啓発を行い、単に宿題の問題を回答するだけでなく、その答えにたどり着くまでの経過の大切さを親子ともに理解してもらうことで家庭学習への向き合い方を見直してもらい、学校と家庭がより強い連携で、家庭学習の習慣化に引き続き努めてまいります。

全国体力・運動能力等調査においては、小学5年生、中学2年生を対象として実施し、優れている能力はさらに伸ばし、課題部分は改善に向けた取り組みを行うことで、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

教職員の資質向上につきましては、各種研修等への参加を促進し、教職員個々のスキルアップを図るとともに、学校全体として、研究集会や公開授業などを行い、「教師力」「学校力」の向上に取り組んでまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指し、地域参観日の実施や学校だより、SNSを活用した情報発信を継続するとともに、コミュニティスクール制度を活用し、学校・家庭・地域が一体となり子どもたちを育てる環境づくりと、地域とともにある学校運営の改善に取り組んでまいります。

児童生徒の育成につきましては、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする、「頑張った児童・生徒顕彰」制度による表彰を継続し、児童生徒のやる気を促してまいります。

英語教育につきましては、英語指導助手による中学校での正しい発音や正確な聞き取り能力の指導を継続し、小学校においても中学校と同様に英語指導助手を活用し授業を実施するとともに、先述の学校法人田中学園との連携による専任教員を派遣してもらい指導を実施してまいります。

また、認定こども園にあっても英語に慣れ親しむための取り組みを継続してまいります。

小・中学校のICT教育につきましては、ひとり一台のタブレット端末の更新を行うほか、AIDドリルやデジタル教材の更なる活用の促進により、子どもたちの学力定着とICTスキルの習得、教職員の指導スキルの向上が図られ、個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導の実践により、子どもたちの学力の向上と情報化社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

併せて、ICT支援員の配置による教職員及び児童生徒の学習環境へのサポートを継続しながら、ICT教育の実践を支援してまいります。

また、突発的な学校休業時や出席停止の子どもたちの学習支援、健康観察においても積極的にタブレット端末を活用し、切れ目なく学校と家庭を繋ぐリモート授業を実施してまいります。

さらに、教職員の業務端末の更新を行い、昨年度導入した校務支援システムと併せて学校DXを推進することにより業務の効率化が進み、教職員の負担軽減が図られ、子どもたち一人ひとりと向き合う時間の確保が可能となることから、より一層のきめ細かな指導に努めてまいります。

学校給食費全額公費助成により、子を持つ親の経済的負担の軽減を継続し、子育て世代の支援と子どもたちの健やかな成長を目指してまいります。

卒業を迎える児童生徒のアルバム購入費の一部助成や奨学金貸付制度を継続するとともに、高校生がいる家庭への「高校就学費等助成事業」の助成額を増額し、引き続き保護者負担の軽減を図ってまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業につきましては、昨年度は先方から小学生が本町を訪問し、中央小の児童や地域の方との交流を行いましたので、本年度は、本町から中央小の児童を派遣する年度となります。夏休み期間中であり、猛暑を想定しながら参加する児童の安全を第一としたうえで、本町の実行委員会と先方において協議を重ね交流事業を行ってまいります。

また、修学旅行につきましても、従前同様、保護者が負担する修学旅行経費の一部助成を継続してまいります。

特別支援教育につきましては、障がいのある児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別支援教育支援員の配置や、砂川市通級指導教室等に通学している児童の保護者に対する通学費助成を継続してまいります。

小学校と認定こども園の交流事業につきましては、これまでの運動会、芸術鑑賞事業などでの交流の継続に加え、小学校入学前の基礎となる幼児教育の在り方や小学校への円滑な接続について、教育委員会・認定こども園、小学校の三者で連携し、幼少連携による継続した教育を推進してまいります。

国が進める中学校部活動の地域移行化につきましては、中学校の現在活動している部活動の休日の実施について、クラブ団体等、指導者が確保されている近隣市への協力について、協議を進めてまいります。

（２）児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、道教委のいじめアンケートだけでなく、基本方針に基づき「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢と国の方針である「いじめの積極的な認知」を基本とし取り組むとともに、子どもたちの変化を見逃さないよう、教職員の大人の目による見守り意識を徹底し、早期発見・早期対応の取り組みに努めてまいります。

また、遅刻や欠席が増えるなど児童生徒からのサインを見逃さず、参観日などを活用し保

護者面談などを行い、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校ぎみの児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり保護者面談や家庭訪問等の丁寧なアプローチで日常生活の動向把握と接点を保ち、道のスクールカウンセラーの活用を継続し、管理職、養護教諭を含め学校全体で児童生徒の細やかなケアに努めてまいります。

（３）教育環境等の整備

「上砂川町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように、交通安全をはじめ防犯、防災を含めた通学路の安全確保を図ってまいりますとともに、通学時の自転車ヘルメット着用につきましては、新中学１年生へのヘルメットを継続配布し、自転車通学時の着用を進めてまいります。

また、児童生徒の減少と、校舎の老朽化が進む中、昨年度、上砂川町の小中学校のあり方について、「上砂川町学校再編委員会」から義務教育学校の開設を進めるべきとの報告を受けましたことから、基本コンセプトの策定に着手し、ＰＴＡや学校関係者等とともに義務教育学校の開設について検討を進めてまいります。

その他教育支援につきましては、教材費の助成をはじめ、全国標準学力検査経費、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛け金等の全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

２．社会教育の推進

世代に応じて自ら学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

（１）社会教育の充実

社会教育につきましては、第８次社会教育中期計画に基づき、乳幼児期から高齢者まで、さまざまな学習要求に応えるため、地域おこし協力隊の協力も得ながら、「キッズ体験くらぶ」をはじめ、成人向けワークショップにて座学と実技を組み合わせた「フィットネス講座」を継続して開催してまいります。

また、夏休み子ども水泳教室については、引き続き相互協定による近隣町のプールを利用し、実施してまいります。

高齢者の学習につきましては、昨年に引き続きいきいき大学を実施し、学習機会の提供を図ってまいります。

青少年教育につきましては、キッズ体験くらぶを活用し夏休み期間中に希望する小学生のプール遊泳活動を実施するほか、町外の施設を利用した体験活動の実施など、学校では習得できない知識見分を深めることのできるよう、魅力ある事業の充実を図ってまいります。

各町遊園地につきましては、遊具等の点検により利用者が安全安心に利用できるよう維持管理に努めてまいります。

また、下鶉分譲団地内に新たな公園を整備してまいります。

読書活動につきましては、「ブックスタート事業」を継続し、図書室の新刊図書の選定で

は、学校の協力のもと広く小中学生の声を取り入れるなど、魅力的な蔵書の整備に努めるとともに、町公式LINEを活用したオンライン貸出申請のPRを行い、読書の一層の定着化と図書室の利用促進を図ってまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子どもの教育を推進するため、多くの町民ボランティアが学校に通う子どもたちのために様々な支援を行うことができるよう、引き続き体制の整備に努めてまいります。

(2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興につきましては、町民の文化活動の中心的組織である文化協会の活動を引き続き支援していくとともに、「芸術鑑賞事業」につきましては、実績を踏まえ内容を吟味し、広く町民の皆様に鑑賞機会を提供してまいります。

上砂川町唯一の郷土芸能であります「上砂川獅子神楽」につきましては、引き続き普及活動及び指導者・後継者の育成について支援してまいります。

(3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の活動を引き続き支援・協力してまいりますほか、体育センターの運動器具等の活用について引き続きPRに努め、町民の体力づくりと健康増進を図ってまいります。

(4) 施設の整備

各施設とも利用者が安心安全に使用できるよう、日常の点検を行い、必要に応じて補修等を施しながら維持管理に努めてまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。執行にあたりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携のもと、最善の努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、10日午前10時から本会議をまた再開いたしますので、出席いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

（散会 午後 1時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 笹 木 笑 子

署 名 議 員 小 澤 一 文

令和 7 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 1 0 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議

午前 1 0 時 5 7 分 散 会

○議事日程 第 2 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

第 3 議案第 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

第 4 議案第 4 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 6 議案第 6 号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議案第 7 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

第 8 議案第 8 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について

第 9 議案第 9 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）

第 1 0 議案第 1 0 号 令和 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 1 議案第 1 1 号 令和 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 2 議案第 1 2 号 令和 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 4 号）

第 1 3 議案第 1 3 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 5 号）

※ 議案第 2 号～第 1 3 号は、質疑・討論・採決とする。

第 1 4 議案第 1 4 号 令和 7 年度上砂川町一般会計予算

第 1 5 議案第 1 5 号 令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算

第 1 6 議案第 1 6 号 令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

第 1 7 議案第 1 7 号 令和 7 年度上砂川町水道事業会計予算

第 1 8 議案第 1 8 号 令和 7 年度上砂川町下水道事業会計予算

※ 議案第 1 4 号～第 1 8 号は、提案理由・内容説明までとする。

第 1 9 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

3 番 笹 木 笑 子 4 番 小 澤 一 文

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は 8 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、3 番、笹木議員、4 番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号
議案第 7 号 議案第 8 号 議案第 9 号 議案第 10 号 議案第 11 号
議案第 12 号 議案第 13 号

○議長（高橋成和） 次、日程第 2、議案第 2 号から日程第 13、議案第 13 号につきましては既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第 2、議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第 2 号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第 3、議案第 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第4号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第6号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第7号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第8号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第9号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第10、議案第10号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第11、議案第11号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第12、議案第12号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第13、議案第13号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、議案第14号から日程第18、議案第18号までにつきましては関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第14号 令和7年度上砂川町一般会計予算から日程第18、議案第18号 令和7年度上砂川町下水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第14号から議案第18号につきまして提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第14号、一般会計予算から議案第18号、下水道事業会計予算まで提案理由を申し上げます。

令和7年度各会計予算書1ページを御覧願います。議案第14号 令和7年度上砂川町一般会計予算。

令和7年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ34億7,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金(退職手当組合負担金に限る)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月7日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、117ページを御覧願います。議案第15号 令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,331万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月7日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、127ページを御覧願います。議案第16号 令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,796万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月7日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、137ページを御覧願います。議案第17号 令和7年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和7年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数1,326戸
 - (2) 年間給水量30万3,730立方メートル
 - (3) 1日平均給水量832立方メートル
 - (4) 主要な建設改良事業 配水池防水塗装工事
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益1億2,883万9,000円。第1項営業収益7,169万7,000円。第2項営業外収益5,714万2,000円。

支出、第1款水道事業費用1億2,883万9,000円。第1項営業費用1億2,376万円。第2項営業外費用497万9,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,998万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税収支調整額371万1,000円、当年度損益勘定留保資金2,627万3,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入4,530万円。第1項企業債4,080万円。第2項国庫補助金443万3,000円。第3項他会計補助金6万7,000円。

支出、第1款資本的支出7,528万4,000円。第1項建設改良費4,530万円。第2項企業債償還金2,998万4,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、880万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

配水管整備事業、3,200万円、起債の方法、以下同じです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,378万5,000円

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,654万3,000円とする。

令和7年3月7日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、163ページを御覧願います。議案第18号 令和7年度上砂川町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和7年度上砂川町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数991戸

(2) 年間排水量12万6,071立方メートル

(3) 1日平均排水量345立方メートル

(4) 主要な建設改良事業 マンホールポンプ更新事業

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益1億2,123万9,000円。第1項営業収益2,797万5,000円。第2項営業外収益9,326万4,000円。

支出、第1款下水道事業費用1億2,123万9,000円。第1項営業費用1億1,206万4,000円。第2項営業外費用907万5,000円。第3項予備費10万円。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額3,122万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税収支調整額175万8,000円、当年度損益勘定留保資金2,946万4,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的收入8,783万8,000円。第1項企業債3,000万円。第2項国庫補助金1,390万円。第3項他会計補助金84万5,000円。第4項出資金4,307万6,000円。第5項負担金等1万7,000円。

支出、第1款資本的支出1億1,906万円。第1項建設改良費3,406万2,000円。第2項企業債償還金8,499万8,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、流域下水道事業債。限度額、540万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

特定環境保全公共下水道事業債、1,390万円、資本費平準化債、1,070万円、起債の方法、利率、償還の方法は同じです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,074万4,000円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,634万4,000円とする。

令和7年3月7日提出、北海道上砂川町長。

以下、議案第14号から議案第18号までの内容説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) ご指示によりまして、議案第14号、令和7年度一般会計予算から議案第18号、令和7年度下水道事業会計予算まで一括して内容の説明をいたします。

お手元に配付しております各会計予算の大綱を読み上げ説明させていただき、その後予算書本文に入らせていただきます。

それでは、令和7年度各会計予算の大綱1ページでございます。令和7年度予算編成方針でございます。

本町の財政状況は、依然として町税等の自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存する財政体質であることから、引き続き効率的かつ健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、本町の魅力ある未来を見据えた事業施策の実施に注力してまいります。

厳しい財政状況下ではありますが、誰もが安心して住み続けられるよう、また生きがいを持って輝いていただけるよう職員全員が知恵を出し合い、限られた財源の有効活用を目指した予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめておりますが、一般会計で34億7,700万円、4特別会計で5億8,570万円、合計が40億6,270万円となっております。

以下、令和7年度各会計予算の概要についてご説明いたします。初めに、一般会計予算の概要であります。本年度の一般会計予算規模は34億7,700万円で、前年度比15.6%、4億7,000万円の増となりました。主な増額の要因は、防災、減災のため防災行政無線整備事業をはじめ、福祉医療センター施設入所者の熱中症対策としてのエアコン設置事業、地域の円滑な消防活動を行うため水槽付消防ポンプ自動車更新事業等によるものですが、本町の重点課題である地域公共交通の確保については地域住民の足を守る観点から引き続き中央バスの路線維持と乗合タクシーの充実化、空き家対策については地域で放置されている特定空家の除却事業に着手するとともに、町の景観美化を図るため不用公共施設除却事業にも着手してまいります。また、DX関連事業については、国が推進する情報システムの標準化、共通

化をはじめ、コンビニ納付やマイナンバーカードの利活用拡大などデジタル基盤の整備に係る関係予算を計上したところであり、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組と併せて地方活性化に向けた基盤づくりを推進してまいります。

教育、子育て世代の支援対策としては、GIGAスクール推進のため小中学校全ての児童に貸与する学習用タブレットの更新を行うほか、学校法人包括連携事業を継続するとともに、公設学習塾の対象学年を拡大するなど情報化社会への対応と教育環境の整備充実を図ってまいります。また、本年度からスタートする第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供を安心して産み育てることのできる環境づくりを進めてまいります。

歳入の概要であります。6ページも併せて御覧願います。町税、固定資産税の増等により、前年度比3.9%増の1億7,578万8,000円としました。

地方交付税、普通交付税で17億6,700万円、特別交付税で1億3,000万円を見込み、総額では前年度比4.5%増の18億9,700万円としました。

国庫支出金、障害者自立支援費負担金、児童手当負担金などの増により、前年度比9.2%増の2億6,545万7,000円としました。

道支出金、障害者自立支援費負担金、国勢調査道委託金などの増により、前年度比11.5%増の1億2,107万3,000円としました。

繰入金、福祉医療センター設備改修事業、観光振興等助成事業の増加により、前年度比453.4%増の7,250万円としました。

町債、公共施設等整備事業債、消防車両整備事業債などの増により、前年度比119.7%増の5億3,990万円としました。

歳出であります。7ページも併せてご参照願います。人件費、議員報酬や職員の給料、諸手当など、前年度比7.6%増の8億205万8,000円としました。

扶助費、障害者自立支援費など、前年度比8.7%増の3億4,951万6,000円としました。

公債費、令和6年度まで借入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比0.3%減の3億8,418万8,000円としました。

物件費、庁舎及び各公共施設の管理経費など、前年度比4.7%増の4億2,737万円としました。

維持補修費、道路維持及び公営住宅修繕など、前年度比17.0%増の1億2,334万2,000円としました。

補助費等、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比17.0%増の6億1,173万6,000円としました。

投資的経費、防災行政無線等整備事業及び福祉医療センター設備改修事業など、前年度比78.9%増の5億6,173万8,000円としました。

繰出金、国民健康保険特別会計など4特別会計繰出金合計で、前年度比5.0%増の2億375万2,000円としました。

積立金、森林環境譲与税積立金など、前年度比皆増の280万円としました。

続きまして、各特別会計予算の概要であります。5 ページも併せて御覧願います。国民健康保険特別会計、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比3,000円増の7,331万3,000円としました。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比3.6%減の6,796万5,000円としました。

水道事業会計、資本費の簡易水道等施設整備事業など、前年度比32.0%減の2億412万3,000円としました。

下水道事業会計、収益費の下水道GIS導入事業など、前年度比2.9%増の2億4,029万9,000円としました。

令和7年度の主要事業につきましては8ページから16ページに掲載しているほか、執行方針別冊にも掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算書本文に入ります。初めに、議案第14号、一般会計でございます。予算書4ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款町税1億7,578万8,000円、1項町民税8,550万1,000円、2項固定資産税5,600万円、3項軽自動車税626万9,000円、4項町たばこ税2,270万3,000円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,930万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円、3項森林環境譲与税530万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款法人事業税交付金300万円、1項法人事業税交付金、同額であります。

7款地方消費税交付金7,010万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

8款環境性能割交付金100万円、1項環境性能割交付金、同額であります。

9款地方特例交付金10万円、1項地方特例交付金、同額であります。

10款地方交付税18億9,700万円、1項地方交付税、同額であります。

11款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

12款分担金及び負担金127万円、1項負担金、同額であります。

13款使用料及び手数料1億5,714万8,000円、1項使用料1億4,282万9,000円、2項手数料251万9,000円、3項証紙収入1,180万円。

14款国庫支出金2億6,545万7,000円、1項国庫負担金1億7,143万7,000円、2項国庫補助金9,334万円、3項国庫委託金68万円。

次ページであります。15款道支出金1億2,107万3,000円、1項道負担金1億246万7,000円、2項道補助金596万2,000円、3項道委託金1,264万4,000円。

16款財産収入1,440万2,000円、1項財産運用収入1,437万1,000円、2項財産売却収入3万1,000円。

17款寄附金710万円、1項寄附金、同額であります。

18款繰入金7,250万円、1項基金繰入金、同額であります。

19款繰越金3,000万円、1項繰越金、同額であります。

20款諸収入1億106万2,000円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入750万円、4項受託事業収入1,222万9,000円、5項雑入8,127万2,000円。

21款町債5億3,990万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が34億7,700万円であります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1款議会費3,733万8,000円、1項議会費、同額であります。

2款総務費6億6,847万6,000円、1項総務管理費5億4,845万4,000円、2項徴税費978万円、3項戸籍住民基本台帳費9,818万4,000円、4項選挙費753万9,000円、5項統計調査費333万5,000円、6項監査委員費118万4,000円。

3款民生費7億2,734万1,000円、1項社会福祉費6億5,683万9,000円、2項児童福祉費6,778万7,000円、3項生活保護費228万5,000円、4項災害救助費43万円。

4款衛生費1億8,507万6,000円、1項保健衛生費1億75万3,000円、2項清掃費8,432万3,000円。

5款労働費164万4,000円、1項労働費、同額であります。

6款農林水産業費670万7,000円、1項林業費、同額であります。

7款商工費6,716万3,000円、1項商工費、同額であります。

8款土木費3億5,145万3,000円、1項土木管理費1億877万5,000円、2項道路橋りょう費1億3,161万3,000円、3項住宅費1億1,106万5,000円。

9款消防費2億6,098万8,000円、1項消防費、同額であります。

10款教育費1億8,589万9,000円、1項教育総務費4,553万7,000円、2項小学校費5,612万6,000円、3項中学校費5,630万4,000円、4項社会教育費1,808万2,000円、5項保健体育費985万円。

11款災害復旧費10万円、1項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費3億8,190万円、1項公債費、同額であります。

13款職員費5億9,991万5,000円、1項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が34億7,700万円であります。

次ページであります。第2表、債務負担行為。事項、小・中学校教員等校務パソコン更新事業、期間、令和7年度から令和11年度まで、限度額、総額840万円以内。

第3表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。過疎地域持続的発展特別事業、5,330万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定する

ものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

福祉医療センター設備改修事業、6,980万円、同上、同上、同上。

防災行政無線整備事業、1億3,900万円、同上、同上、同上。

テレビ中継局放送機更新事業、4,400万円、同上、同上、同上。

公共施設等除却事業、3,220万円、同上、同上、同上。

公共施設再生可能エネルギー設置事業、310万円、同上、同上、同上。

町道鶉北線道路改良舗装事業、1,800万円、同上、同上、同上。

町道鶉北線雨水側溝布設替事業、1,200万円、同上、同上、同上。

緑が丘公営住宅団地外装改善事業、2,350万円、同上、同上、同上。

次ページであります。第3表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。下鶉団地屋根葺替事業、2,380万円、同上、同上、同上。

緑が丘公営住宅団地エレベーター改善事業1,060万円、同上、同上、同上。

消防車両整備事業、6,340万円、同上、同上、同上。

高機能消防指令システム整備事業、4,010万円、同上、同上、同上。

下鶉分譲地内公園整備事業、710万円、同上、同上、同上。

合計5億3,990万円。

次に、議案第15号、国民健康保険特別会計予算でございます。118ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款国民健康保険税2,135万6,000円、1項国民健康保険税、同額であります。

2款使用料及び手数料1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金3,116万8,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入2,077万7,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑入2,077万6,000円。

歳入合計が7,331万3,000円であります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1款総務費7,316万3,000円、1項総務管理費7,194万8,000円、2項徴税費121万5,000円。

2款諸支出金5万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が7,331万3,000円であります。

次に、議案第16号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。128ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料4,112万9,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金2,662万1,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入21万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入21万1,000円。

歳入合計が6,796万5,000円であります。

2、歳出、1款総務費179万5,000円、1項総務管理費51万円、2項徴収費128万5,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金6,586万円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3款諸支出金21万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

4款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が6,796万5,000円であります。

次に、議案第17号、水道事業会計予算でございます。140ページをお開き願います。令和7年度上砂川町水道事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億2,883万9,000円、1項営業収益7,169万7,000円、1目給水収益6,909万2,000円、2目その他営業収益260万5,000円。2項営業外収益5,714万2,000円、1目受取利息及び配当金1,000円、2目他会計補助金5,647万6,000円、3目長期前受金戻入66万3,000円、4目消費税及び地方消費税還付金1,000円、5目雑収益1,000円。

収益的支出、1款水道事業費用1億2,883万9,000円、1項営業費用1億2,376万円、1目原水及び浄水費2,787万8,000円、2目配水及び給水費1,187万4,000円、3目業務費158万円、4目総係費2,907万5,000円、5目減価償却費5,334万3,000円、6目その他営業費用1万円。2項営業外費用497万9,000円、1目支払利息及び企業債取扱諸費259万6,000円、2目消費税及び地方消費税228万3,000円、3目雑支出10万円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入4,530万円、1項企業債4,080万円、1目企業債、同額であります。2項国庫補助金443万3,000円、1目国庫補助金、同額であります。3項他会計補助金6万7,000円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出7,528万4,000円、1項建設改良費4,530万円、1目簡易水道等施設整備費1,330万円、2目配水管整備事業費3,200万円。2項企業債償還金2,998万4,000円、1目企業債償還金、同額であります。

次に、議案第18号、下水道事業会計予算でございます。166ページをお開き願います。令和7年度上砂川町下水道事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出。収益的収入、1款下水道事業収益1億2,123万9,000円、1項営業収益2,797万5,000円、1目下水道使用料2,744万3,000円、2目その他営業収益53万2,000円。2項営業外収益9,326万4,000円、1目受取利息及び配当金1,000円、2目他会計補助金4,549万9,000円、3目国庫補助金490万円、4目長期前受金戻入4,286万2,000円、5目消費税及び地方消費税還付金1,000円、6目雑収益1,000円。

収益的支出、1款下水道事業費用1億2,123万9,000円、1項営業費用1億1,206万4,000円、1目管渠費1,711万円、2目総係費1,519万9,000円、3目流域下水道管理運営負担金741万9,000円、4目減価償却費6,980万4,000円、5目資産減耗費252万2,000円、6目その他営業

費用 1 万円。2 項営業外費用 907 万 5,000 円、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 845 万 3,000 円、2 目消費税及び地方消費税 52 万 2,000 円、3 目雑支出 10 万円。3 項予備費 10 万円、1 目予備費、同額であります。

次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1 款資本的収入 8,783 万 8,000 円、1 項企業債 3,000 万円、1 目下水道事業債、同額であります。2 項国庫補助金 1,390 万円、1 目国庫補助金、同額であります。3 項他会計補助金 84 万 5,000 円、1 目他会計補助金、同額であります。4 項出資金 4,307 万 6,000 円、1 目出資金、同額であります。5 項負担金等 1 万 7,000 円、1 目受益者分担金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出 1 億 1,906 万円、1 項建設改良費 3,406 万 2,000 円、1 目公共下水道整備費 2,780 万円、2 目流域下水道建設負担金 626 万 2,000 円。2 項企業債償還金 8,499 万 8,000 円、1 目企業債償還金、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 10 時 55 分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を再開いたします。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 次、日程第 19、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第 14 号から議案第 18 号までについて、委員会条例の規定により 7 名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号から議案第 18 号までについては、7 名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員7名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には笹木議員、副委員長には藏根議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から12日の2日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、11日から12日の2日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の11日につきましては午前10時より常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、13日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時57分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 笹 木 笑 子

署 名 議 員 小 澤 一 文

令和 7 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 3 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 3 4 分 散 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
 - 第 2 町政執行方針に対する質疑
 - 第 3 教育行政執行方針に対する質疑
 - 第 4 一般質問
-

○会議録署名議員

3 番 笹 木 笑 子 4 番 小 澤 一 文

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は 8 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、3 番、笹木議員、4 番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（高橋成和） 日程第 2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 小 澤 一 文 議員

○議長（高橋成和） 初めに、4 番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4 番（小澤一文） 通告に従いまして、町政執行方針、第 1、健康で心豊かに暮らせるまち、1、安心して子どもを産み育てられるまちづくりから認定こども園等複合施設における質の高い保育についてお伺いいたします。

2024 年の出生数が 72 万人と過去最少となり、少子化が加速しているとの新聞報道がありました。道内も出生数が過去最少になり、18 年連続の減少です。本町も少子高齢化の厳しい現実の中で子育て支援や教育環境が充実した町づくりの実現に向けて取り組んできました。また、認定こども園では、保育の充実を図るため、子供たちの安全、安心の確立、さらに保育現場の負担軽減、保育人材の確保等の環境整備を進めるため積極的に保育の ICT 化を取り入れ、業務の効率化を図ってきました。そして、その結果、町政執行方針に示された子供と向き合う時間をより確保できる体制が整ったことから、これまでの量的な対応から今後は質の向上への転換を確実に推し進めるとして新たな段階へとかじを切り、前進するとしました。本町は、上砂川町に生まれ、町で子育てをしてよかったと安心して子供を産み育てられる町づくりを目指しますが、このたび示された質の高い保育についてどのように取り組み、実践するのかお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの 4 番、小澤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。

奥山町長。

○町長（奥山光一） 4番、小澤議員のご質問、第1、健康で心豊かに暮らせるまち、1、安心して子どもを産み育てられるまちづくり、認定こども園等複合施設の質の高い保育についてお答えします。

初めに、保育の質とは、子供たちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験と包括的に定義されています。令和6年12月にこども家庭庁から保育政策の新たな方向性が示され、これからの保育政策については量の拡大から質の向上へ方向転換することとし、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保、充実、全ての子供の育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、保育人材の確保、テクノロジーの活用等による業務改善という3つの柱を軸とし、各種取組を推進していくこととしております。これらを踏まえ、町でも保育の質の確保、向上や安全、安心な環境確保のため保育提供の強化を進める必要があります。

議員のご質問の質の高い保育の取組についてであります。昨年度にこども園のICT化を進めることで保育教諭の業務の効率化が図られ、子供と向き合う時間と自己研さんする時間を確保する体制になったことから、保育教諭が外部研修、オンライン研修を受講し、質の高い保育について理解し、個人のスキルアップを図るとともに、学んだ内容を職員間で共有し、実践することで保育の質の向上に資すると考えています。また、時間が確保できたことにより、子供たちの様子や子育てについて保護者と相談できる機会も増えてきております。あわせて、認定こども園等複合施設運営委員会の有識者の意見を参考に園児たちの思考力、自立心、豊かな感性と表現などを養うため保育の環境を提供し、乳幼児から小学校、中学校が目指す子供像へ接続し続ける保育、教育を行うことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 笹 木 笑 子 議員

○議長（高橋成和） 次に、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 通告に従いまして、町政執行方針から第3、生活環境が整った住みよいまち、3、脱炭素社会を実現するまちづくりから質問させていただきます。

本町は、令和5年3月にゼロカーボンシティ宣言を表明しています。既に公共施設のLED照明の導入、人感センサーの導入、ごみの減量化など取り組まれています。このたびの執行方針では、新たな取組を推進するとして公共施設の再生可能エネルギー設置（太陽光発電及び蓄電池）、街路灯省エネ改修事業とどの事業も有効な事業と賛意を表します。また、住民や地域事業者などに向けて再生可能エネルギーの活用の推進として啓発活動を展開し、今後は町民や企業への補助制度の創設も検討と記されています。そこで、2点について伺い

ます。

1 点目、住民や地域事業者などに向けた啓発活動について、効果的な啓発として家庭へのエネルギー使用量削減が見える化する道具として貸し出している自治体もあると聞きます。今年度の予算計上はされていませんが、どのような方法での啓発を考えておられるのでしょうか。

2 点目、補助制度の創設とのことですが、住まいのゼロカーボン化推進を後押しする事業として、例えばソーラーカーポートの設置や既存住宅の省エネ改修、木質ペレットストーブの設置などに対して国の補助金に町独自の助成を上乗せすることも有効かと考えますが、ほかに具体的に考えがあればお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 3番、笹木議員のご質問、脱炭素社会を実現するまちづくりについてお答えします。

2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すと宣言し、北海道では2021年3月に第3次北海道地球温暖化対策推進計画を策定し、2030年度までに48%削減、2050年までに実質ゼロとするゼロカーボン北海道の実現を目指すとされております。本町においては、2023年3月にゼロカーボンシティ宣言を表明し、2023年11月に環境保全のための取組を町自ら率先して実行するために上砂川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定し、さらに町内全域を対象として取り組むには事業所や家庭の協力も不可欠であることから、上砂川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定したところであります。本町の取組としては、自ら率先するため事務事業編に沿って庁内においては空調設定温度の適正化やナチュラルビズの推進、照明の人感センサー導入のほか、街路灯のLED化や本年度は町営住宅共用灯のLED化、さらには役場庁舎への太陽光発電等の再生可能エネルギーの設置を予定しており、今後においても消防庁舎や認定こども園の設置についても検討しているところであります。

議員の1点目、2点目のご質問については、一括答弁とさせていただきます。脱炭素化、ゼロカーボンの推進は、全町民、全事業者が取り組まなければ目標の達成はなし得ませんので、引き続き情報を町広報や町ホームページなどで行い、脱炭素化への意識の醸成を促すことが肝要であると考えております。さらに、脱炭素化を進めるには、国の再生可能エネルギーに係る補助制度の上乗せがいいのか他自治体の制度も参酌しながら、ZEB、ZEH化を含め補助制度を鑑みながら制度設計をすることとしておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（高橋成和） 次、日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 笹 木 笑 子 議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 通告に従いまして、教育行政執行方針から2、社会教育の推進、（1）、社会教育の充実、読書の定着化と利用促進についてお伺いいたします。

本町の図書室は、朝9時から夜9時までと夜間も開館、またラインでの貸出し、検索、予約と特色ある利便性の高い図書室と認識しています。また、ブックスタート事業は、本を手にするきっかけづくり、赤ちゃんと親との読書支援にとどまらず、親と子の絆づくりや子育て支援などにもつながると考え、今後も継続を望むところです。

高齢者の方々から免許証返納によりなかなか図書室に行けない、何かのついでに借りに行けても返却に行けないなどの声があります。利用者の大半が65歳以上の方とのことですので、今後さらに困難さを感じる方が増えると推測します。また、子育て世代からも子供が小さいと図書室に行くのが大変、特に雪が降ると外に出るのがおっくうになるなどの声もあります。近隣では、図書館への来館が困難な方に対するサービスとして本の宅配サービス、移動図書館など実施しているところもあります。これらのサービスは、読書の好きな方にとっての生きがいづくり、高齢者、障害者の困り事へのサポート、子育て世代への子育て支援につながるにとどまらず、読書活動の促進、定住化につながると考えます。豊かな生活づくりの上にも読書活動サポートサービスの取組について教育委員会の考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 3番、笹木議員のご質問、2、社会教育の推進、（1）、社会教育の充実、読書の定着化と利用促進についてお答えいたします。

読書のもたらす効力には、知識や教養を向上させることをはじめ、読解力を高めたり、自身の世界観を広げられることが知られており、個人の成長や人生の質の向上に大きく貢献するものと感じております。本町においても図書室は平成26年3月より町民センター、体育センターの耐震化、大規模改修工事後に旧公民館から町民センター内に移動して運営を行い、利便性を図っているところであります。

議員ご質問の読書活動サポートサービスの取組について、かつて本町においても町内の幾つかの事業所内にコーナーを設け、図書室の蔵書を置かせてもらい、町民に貸出しを行う移動図書館を実施していましたが、事業所の都合や利用者の低迷により中止とした経過が

ございます。図書室の利用について、運転免許証を返還したなどの理由で利用しづらくなったとの声を聞くところのご指摘ですが、乗合タクシーの活用も検討できるのではないかと思います。また、本の宅配サービスについても本町を除く中空知5市4町において実施しているところは、現在歌志内のみと聞いていることから、事業の詳細を調査し、費用対効果を検証した上で検討をしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、読書は人生を豊かにするものでありますので、これからもブックスタート事業を継続し、幼少期から本になれ親しんでいただき、町民がより図書室の図書を活用していただけるよう町公式ラインを活用したオンライン貸出申請のPRに努め、議員からの本の宅配サービス、移動図書館の読書活動サポートについては近隣市町や先進的な自治体の事例を調査し、導入について検討させていただきたいことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 次、日程第4、一般質問を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 小 澤 一 文 議員

○議長（高橋成和） 4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 通告に従いまして、熱中症予防とエアコン設置費用助成について質問いたします。

年々夏の暑さが厳しくなる中で全国的に熱中症の疑いで救急搬送される方が増加しています。北海道も例外ではなく記録的な猛暑となり、砂川消防署上砂川支署によると、本町では昨年8月、同様の事案が2件発生し、40代と70代の2名が救急搬送されました。こうした熱中症による健康被害を予防するため、昨年から本町では公共施設や各町生活館に涼みどころを開設し、町民に開放しています。ぜひ多くの町民に利用していただき、熱中症の予防対策に生かしてほしいと思います。その上、町民に対して熱中症予防の働きかけを強化することも重要ではないでしょうか。

一方、様々な事情から涼みどころの利用がかなわない方のために対策を講じる必要があります。一般的に家庭内での熱中症予防のためには、エアコンを設置し、適切に使用することが欠かせません。しかし、道内のエアコン普及率は40%余りと低い水準にあり、本町はさらに低い普及率にあると考えます。加えて、エアコンの設置については、初期費用が高いことが大きな課題になっています。これらのことから、自宅にエアコン未設置の高齢者や障害

者等の社会的弱者に対してエアコン設置費用の一部を助成する支援策を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） 4番、小澤議員のご質問、熱中症予防とエアコン設置費用助成についてお答えいたします。

初めに、涼みどころ、いわゆるクーリングシェルターにつきましては、令和6年4月1日施行の改正気候変動適応法に基づいて適当な冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を熱中症警戒アラート発生時に誰もが利用できる暑さをしのげる施設として市町村が指定した施設のことで、本町においては各町生活館、集会所のほか、町民センターや産業活性化センターなど11施設を指定しております。昨年の夏におきましては、猛暑と言われたものの、幸いにして熱中症警戒アラートは発令されておらず、危険な状況には至りませんでした。高温が予想された場合には町独自の判断で7月から9月にかけて26日間涼みどころとして開放したところでございます。

道内のエアコンの普及率につきましては、議員のご質問にもありますとおり40%程度であり、これは北海道は国内において比較的冷涼な気候でエアコンが必要となる期間が短いことなどが要因と思われます。

議員ご質問の高齢者や障害者などの社会的弱者に対するエアコンの設置費用の一部助成につきましては、先ほども申し上げましたが、本町においては徒歩圏内に涼みどころを設定しており、大変利用しやすい環境にありますので、町民の生命や健康を守るために今後も利活用の一層の周知を図ることにより熱中症の予防に努めるとともに、エアコンを設置することにより電気料金も上昇するなどの問題も生ずることから、エアコン設置費用の助成につきましては将来的な気候変動や猛暑の状況に応じて検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 石 田 浩 二 議員

○議長（高橋成和） 次、1番、石田議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（石田浩二） 児童生徒の安全確保に向けた横断歩道の対策強化についてお伺いいたします。

本町では、上砂川町通学路交通安全プログラムに基づき通学路の安全対策に取り組まれています。現場では横断歩道で児童生徒が渡ろうとしているにもかかわらず一時停止しない車両が多く見受けられます。特に朝夕の通学時間帯には、通勤車両や交通量が増えるため、こうした危険な状況がさらに顕著となる傾向にあります。

一方で、全国的に歩行者優先の交通ルールが啓発されていますが、いまだに違反車両が後を絶たず、横断歩道の安全確保に向けたさらなる対策が求められます。他自治体では、横断歩道の視認性を向上させるための３ＤペイントやＬＥＤ点滅標識の設置、歩行者の存在をドライバーに事前に知らせる横断歩道センサーなどの導入が進められている例もあります。また、地元警察と連携した重点的な取締りや地域住民との協力による見守り活動の強化も事故防止に有効な手段として注目されています。

さらに、本町のような積雪地帯では、冬季特有のリスクも考慮する必要があります。積雪や路面の凍結により横断歩道が滑りやすくなり、児童生徒が車両に気を取られて急いで渡ることによって転倒し、さらなる事故につながる危険性があります。加えて、雪によって横断歩道の白線が見えにくくなり、ドライバーが歩行者の存在を認識しづらい状況も生じます。こうした環境下での安全対策として、冬季の視認性を確保するための反射材付標識の設置や積雪時でも横断歩道の位置が分かるようポール型の誘導目印の導入、歩行者が安全に待機できるスペースの確保、通学時間帯に合わせた除雪作業の優先実施、滑り止めの散布強化など具体的な対策が求められます。加えて、横断歩道の安全確保には、児童生徒だけでなく地域住民の協力も不可欠です。交通ルールを守る意識を高めるため、地域の学校やＰＴＡと連携した交通安全啓発活動や通学時間帯に重点的に見守るスクールガード制度の強化など、地域ぐるみで取り組むべき課題と言えるのではないのでしょうか。これらを踏まえ、本町としても標識の設置強化、違反車両への取締り強化、地域と連携した見守り活動の推進に加え、冬季特有のリスクに対応した安全対策をより具体的に検討する必要があると考えています。横断歩道の安全確保に向けた施策の強化について、本町の具体的な取組や今後の方向性をお伺いいたします。

続きまして、２本目の一般質問いたします。公園の安全管理と環境整備についてお伺いいたします。本町の教育方針では、健やかな体の育成が掲げられていますが、そのためには子供たちが安全に遊べる環境の整備が欠かせません。特に本町の公園では、定期的な草刈りが十分に行われていない場合、転倒や虫刺されのリスクが高まるだけでなく、地面の状態が見えづらくなり、穴や凸凹に気づかずにつまずいて転倒する事故の可能性もあります。特に小さな子供が利用する場合、視界が悪い状態では予期せぬけがにつながりかねません。さらに、雑草の根が成長し、地面を押し上げることでベンチ周辺の土が盛り上がり、座る際に傾いたり、不安定な状態になったりすること考えられます。加えて、草が生い茂ることで蚊やダニ、蜂などが発生しやすくなり、刺されることによるアレルギー反応や感染症のリスクが高まります。特に蜂の巣が形成されると、子供たちが不用意に近づいた際に刺される危険性があり、対応が必要です。加えて、ネズミや蛇などの小動物が繁殖しやすい環境になることで不衛生な状態が続くおそれもあります。

また、公園の維持管理を進める上では、行政だけでなく地域住民の関与も欠かせません。地域の子ども会などが定期的に清掃活動を行うこともありますが、継続的な環境整備には行政と住民が協力しやすい仕組みを整えることが重要ではないのでしょうか。他自治体では、

地域住民が主体的に関わる公園の管理体制を導入し、美化活動や安全対策を協働で取組が進められています。こうしたリスクを踏まえ、公園の環境維持に向けて定期的な草刈りや遊具の安全点検の強化、害虫駆除の徹底、地域住民と連携した維持管理活動の促進、長期間使用されていない遊具の撤去や補修、休憩スペースのバリアフリー化などを進めることで安全で魅力的な公園づくりにつなげることができるのではないのでしょうか。こうした取組により、本町ではどのような施策を検討されているのかお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの1番、石田議員の2件の質問に対し、答弁を求めてまいります。齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） 1番、石田議員の1件目のご質問、児童生徒の安全確保に向けた横断歩道の対策強化についてお答えいたします。

児童生徒の交通安全の確保であります。本町では町民一人一人が主体的に交通安全に取り組むことを基本理念として、町民の交通安全の確保のため、警察や交通安全推進委員会が中心となり、関係機関、団体と連携しながら歩行者の保護と指導、期別交通安全運動、パトライト等を実施し、交通安全啓発を行っております。また、通学路の安全確保のため、登下校時に学校周辺の横断歩道等に交通安全指導員を配置し、交通安全の確保に努め、学校においても通学路の歩行の指導や交通安全の啓発、指導を行っております。除雪につきましては、子供たちの安全な登校ができるよう降雪状況を注視しながら通学時間帯を考慮し、実施しております。こうした取組の積み重ねによりまして、昨年6月4日には交通事故死ゼロの日5,000日を達成し、記念式典には児童生徒の代表も出席していただき、子供たちの交通安全啓発につながったものと考えております。

また、通学路等を見守るスクールガード制度につきましても本町においては交通安全奉仕員がおり、期別交通安全運動期間中においては横断歩道の付近でも立哨している等の実績がございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、信号のない横断歩道で横断待ちの歩行者を優先せず、一時停止しない車両は残念ながら見受けられますことから、引き続き警察による指導と町民にも啓発が必要と考えております。

議員ご質問にありました横断歩道や道路標識等の整備、機能強化、違反車両等の取締り強化等につきましては、警察や公安委員会が主体となりまして取り組むべき事項も含まれておりますので、本町だけでは進められないものもございます。いずれにいたしましても、交通安全推進委員会を中心に交通安全に努め、必要に応じて適切な交通規制や交通安全施設の整備を公安委員会へ求めるとともに、今後も巡回啓発や交通安全教室を継続するなど、学校に通う子供たちを対象とするだけでなく、全町的な交通安全対策に取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

続きまして、石田議員2件目のご質問、公園の安全管理と環境整備についてお答えいたします。町内各地区の児童公園につきましては、各町自治会や子ども会と協議を行いながら、児童公園の集約と老朽化した遊具の更新について平成27年度から令和3年度の間に実施をしてきたところでございます。

議員ご質問の公園の安全管理につきましては、毎年のように全国各地において遊具の不備による痛ましい事故があることから、本町においては毎年春に専門業者による点検の実施と指摘があった場合の内容を確認の上、修繕を行うこととしており、安全に利用できるよう心がけております。また、公園周辺については草地がほとんどであり、議員がご心配のとおりの雑草の問題はございますが、各児童公園の草刈りにつきましては各地区衛生協力会や子ども会の皆様のご理解とご協力によりまして年2回程度草刈り作業等を実施していただいているところでございます。町内においても残念ながら少子化が進んでいることから、さらなる集約など児童公園の在り方について再度各町自治会や子ども会などと協議が必要となることが十分考えられますことから、子供の数の推移を注視し、集約が必要となったときには関係団体と協議をすることといたします。いずれにいたしましても、子供たちの利用が中心となりますことから、これからも業者による安全点検と地域のご協力による草刈りの実施など衛生環境維持に努めてまいりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（石田浩二） ありません。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日の14日から17日までの4日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、14日から17日までの4日間、休会することに決定いたしました。

なお、休会中の14日、17日につきましては予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時34分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 笹 木 笑 子

署 名 議 員 小 澤 一 文

令和 7 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 1 8 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 0 7 分 閉 会

○議事日程 第 4 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 議案第 1 4 号 令和 7 年度上砂川町一般会計予算

第 3 議案第 1 5 号 令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算

第 4 議案第 1 6 号 令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

第 5 議案第 1 7 号 令和 7 年度上砂川町水道事業会計予算

第 6 議案第 1 8 号 令和 7 年度上砂川町下水道事業会計予算

※ 議案第 1 4 号～第 1 8 号は、予算特別委員会委員長報告・採決とする

第 7 調査第 1 号 所管事務調査について

○会議録署名議員

3 番 笹 木 笑 子 4 番 小 澤 一 文

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は 8 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、3 番、笹木議員、4 番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 14 号 議案第 15 号 議案第 16 号 議案第 17 号 議案第 18 号

○議長（高橋成和） 次、日程第 2、議案第 14 号 令和 7 年度上砂川町一般会計予算、日程第 3、議案第 15 号 令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算、日程第 4、議案第 16 号 令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 5、議案第 17 号 令和 7 年度上砂川町水道事業会計予算、日程第 6、議案第 18 号 令和 7 年度上砂川町下水道事業会計予算につきましては、予算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際 5 件を一括して予算特別委員長より審査結果の報告を求め、その後質疑、討論を省略し、議案ごとに採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、笹木予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（笹木笑子） それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第 14 号 令和 7 年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計 4 件について 3 月 14 日と 17 日の 2 日間にわたり慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第 14 号 令和 7 年度上砂川町一般会計予算であります、討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第 15 号 令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算、議案第 16 号 令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 17 号

令和7年度上砂川町水道事業会計予算、議案第18号 令和7年度上砂川町下水道事業会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、全て原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋成和） ただいま予算特別委員会の委員長より、議案第14号から議案第18号までについてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

それでは、順次採決を行ってまいります。

議案第14号 令和7年度上砂川町一般会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和7年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第15号 令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第16号 令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第17号 令和7年度上砂川町水道事業会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 令和7年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第18号 令和7年度上砂川町下水道事業会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決するべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和7年度上砂川町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきまして全て終了いたしましたので、令和7年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 笹 木 笑 子

署 名 議 員 小 澤 一 文

令和 7 年第 1 回定例会予算特別委員会会議録（第 1 号）

3 月 1 4 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 1 時 3 8 分 散 会

○議事日程 第 1 号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第 1 4 号 令和 7 年度上砂川町一般会計予算

◎委員長挨拶

○委員長（笹木笑子） おはようございます。開会に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

10日の定例本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位のご協力をいただきながら、本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

予算特別委員会に付託されました案件は、令和7年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計が34億7,700万円、特別会計を合わせますと40億6,270万円となり、前年度と比較しますと3億7,837万6,000円の増となる予算となっております。内容を見ますと、防災行政無線整備事業や福祉医療センター空調設備整備事業、水槽付消防ポンプ車の更新、自治体情報システムの標準化、共通化のほか、コンビニ納入サービスの導入など、本特別委員会といたしましてもその辺りを踏まえ、十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を取り進めてまいりたいと考えております。

以上、大変簡単ではございますが、委員各位のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開会の宣告

○委員長（笹木笑子） ただいまの出席委員は7名です。

定数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（笹木笑子） 直ちに会議を開きます。

◎町長挨拶

○委員長（笹木笑子） ここで奥山町長からご挨拶をいただきます。

○町長（奥山光一） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日と月曜日と2日間にわたり、令和7年度の町づくりに向けた各種事業、施策など具体的な事業を盛り込みました一般会計予算をはじめ、2特別会計、2企業会計のご審議をいただきます。委員各位の活発なご審議をお願い申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、既に予算の大綱でも触れさせていただいておりますが、依然として町税等の自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政体質でありますことから、限られた財源を有効的に活用するため目的、費用対効果を踏まえ、公共性、緊急性、必要性を最大限考慮した内容としております。

予算の概要でございますが、令和7年度の一般会計予算は34億7,700万円の予算規模とな

りまして、特別会計、企業会計合計で5億8,570万円、全体で総額40億6,270万円となっております。増額の主な要因といたしましては、ただいま委員長のご挨拶にもございましたが、防災行政無線整備事業、水槽付消防ポンプ自動車の更新、福祉医療センター空調設備整備事業などの建設事業のほか、ソフト事業といたしましては公設学習塾運営費の拡充、高校就学費助成事業の拡充など教育関連予算、地域のデジタル化や脱炭素の推進に必要な予算などを計上したところでございます。全会計で前年度対比10.3%、3億7,837万6,000円の増となったところでございます。今後におきましても多くの課題を抱えての行財政運営となりますが、将来に向かって持続可能で希望ある町づくりに全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

予算の内容につきましては、この後担当課長から申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（笹木笑子） それでは、これより議事に入ります。

議題（１）、予算特別委員会の日程について浅利議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（浅利基行） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

予算特別委員会次第書の次ページを御覧いただきたいと存じます。審査日程は、本日14日と17日の2日間を予定しております。本日は、審査の方法、審査資料要求などについて協議していただき、その後令和7年度一般会計予算から審査をいたします。初めに、歳出を審査していただき、その後歳入の順に進めてまいります。17日の国民健康保険、後期高齢者医療各特別会計と水道事業、下水道事業会計については、一般会計と同様に審査をしていただきたいと思います。予定といたしましては、本日で一般会計の審査を終え、17日は各特別会計、水道、下水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上、付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） ただいまの説明に対し、質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

◎予算審査の方法について

○委員長（笹木笑子） 議題（２）、予算審査の方法について浅利議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（浅利基行） 予算審査の方法について説明をいたします。

3月10日の本会議において提案理由、内容の説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財源内訳を説明し、引き続き節の説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合は説明を省略し、前年度に比べて大きく変わったところ、あるいは制度、政策の見直し、重要な事業等について説明していただきます。質疑については、款の説明が終了した後、原則的に目ごとに行うことといたしますが、場合によっては一括して行うこともございます。また、討論、採決につきましては議案毎に行うことといたします。

なお、説明者には一般会計、特別会計、企業会計ともに担当課長にお願いし、補助者として主幹、係長の出席をお願いしております。

以上、審査の方法について説明を終わります。

○委員長（笹木笑子） ただいまの説明に対し、質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（笹木笑子） 議題の（3）、予算審査資料の提出について、何か必要な資料がありましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

◎その他

○委員長（笹木笑子） 議題の（4）、その他ですが、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第14号

○委員長（笹木笑子） それでは、議案第14号 令和7年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。36ページ、1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。浅利議会事務局長。

○事務局長（浅利基行） 議会費についてご説明いたします。

予算書の36ページを御覧願います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額

3,733万8,000円、前年度比較88万5,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。主な増減につきまして説明いたします。1節報酬、本年度予算額1,970万4,000円、前年度比較で20万1,000円の減は、2月に行われました議員選挙における改選月の日割り分の減によるものでございます。3節職員手当等、本年度予算額868万7,000円、前年度比較で55万9,000円の増は、議員期末手当につきまして人事院勧告に準じて一般職同様に改定したことによる増でございます。4節共済費、本年度予算額502万7,000円、前年度比較で43万8,000円の減は、議員共済組合の公費負担金の負担率の改定によるものでございます。8節旅費、本年度予算額161万5,000円、前年度比較で96万5,000円の増は、任期中4年に1回行われます道外研修旅費の増によるものでございます。その他につきましては、昨年とほぼ同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） 以上で1款議会費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

36ページ、37ページ、1款議会費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で1款議会費について質疑を打ち切ります。

続きまして、総務費、38ページから54ページ、2款総務費に入ります。総務費については、鷺尾総務課長、山崎企画課長、白土住民課長、齊藤教育次長、浅利監査事務局長に順次説明を求めてまいります。初めに、鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

38ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額6,641万5,000円、前年度比較で318万6,000円の減、財源内訳はその他特定財源で60万円、一般財源で6,581万5,000円でございます。本目は、行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明いたします。1節報酬、本年度予算額286万円、前年度比較で189万7,000円の減でございます。こちらの減額要因は、臨時筆耕として事務職1名の減によるものでございます。4節共済費、本年度予算額1,099万円、前年度比較で71万3,000円の増でございます。会計年度任用職員25名分の社会保険料等を計上しており、職員数では2名の減となっておりますが、処遇改善に伴う給与の見直しや共済掛け率の改定により増額となるものでございます。39ページへ参りまして、13節使用料及び賃借料、本年度予算額400万8,000円、前年度比較で112万4,000円の減でございます。職員が現在使用しているパソコンのリース期間が終了することに伴い、減となるものでございます。40ページをお開きいただきまして、17節備品購入費、本年度予算額130万円、前年度比較で54万円の減でございます。耐用年数の経過に伴いまして令和6年度に更新した役場庁舎のAED装置の設置費用等が減になるものでございます。

41ページに移りまして、財政管理費につきましては、3目になりますが、財務業務に係る経費を計上するものでありますが、前年度同額につき、説明を省略させていただきます。

5目財産管理費、本年度予算額1億7,038万9,000円、前年度対比8,689万9,000円の増でございます。財源内訳は、地方債で1億510万円、その他特定財源で6,256万9,000円、一般財源で272万円でございます。本目は、町有財産の管理経費を計上するものでございます。増減の主な要因について説明いたします。10節需用費、本年度予算額1,473万9,000円、前年度比較で616万8,000円の増でございます。修繕料において役場庁舎や福祉医療センター等の各所修繕を予算計上しておりますが、主に福祉医療センターにおける衛生設備やボイラー点検整備等に係る修繕により増となるものでございます。12節委託料、本年度予算額428万1,000円、前年度比較で310万円の増でございます。こちらは、予算の大綱の8ページを御覧いただきたいと思います。予算の大綱8ページに記載しておりますが、上から5段目の公共施設再生可能エネルギー設置事業でございますが、太陽光発電及び蓄電池の設備整備に係る設計業務委託として310万円を計上することにより増額となるものでございます。予算書に戻りまして、42ページになります。14節工事請負費、本年度予算額1億5,024万円、前年比較で7,764万円の増となります。こちらも予算の大綱8ページを御覧ください。一番上の段の福祉医療センター空調設備整備事業でございますが、成寿苑及び町立診療所のエアコン整備として1億1,800万円、また3段目の公共施設等除却事業において老朽化した不用公共施設の除却3,224万円を計上することにより増額となるものでございます。

予算書に戻りまして、42ページ、6目企画費、本年度予算額1億4,324万1,000円、前年度比較で1億3,974万1,000円の増、財源内訳は地方債で1億3,900万円、一般財源で424万1,000円を計上するものでございます。本目は、主に防災関係の経費や加盟団体の負担金などを計上するものでございます。増額の主な要因について説明いたします。43ページに移りますが、14節工事請負費、本年度予算額1億3,900万円、前年度比較で皆増しております。こちらも予算の大綱、同じく8ページを御覧ください。上から2段目、防災行政無線整備事業でございますが、屋外スピーカー及び戸別受信機の設置費用及びJアラート受信機の更新費用として1億3,900万円を計上することにより増額となるものでございます。

再び予算書に戻りまして、43ページ、7目公平委員会費、本年度予算額1万3,000円、前年度同額につき、説明を省略させていただきます。

8目交通安全対策費でございます。本年度予算額449万1,000円、前年度対比9万1,000円の増でございます。財源は、全て一般財源でございます。前年度とほぼ同様の内容につき、説明を省略いたします。

44ページをお開きいただきまして、9目諸費でございます。本年度予算額234万6,000円、財源は全て一般財源でございます。本目は、表彰関係予算や弔慰金、会議、来客用などの予算を計上するものでありますが、前年度同額につき、説明を省略させていただきます。

52ページに参りまして、選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額20万3,000円、続きまして2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、財源は全て一般財源、いずれ

も前年同額につき、説明を省略いたします。

3 目参議院議員選挙費、本年度予算額639万2,000円、財源は全て国庫支出金でございます。今夏に執行される参議院議員の通常選挙に係る関係予算を計上するものでございます。

53ページへ参りまして、4 目町長選挙費、本年度予算額93万5,000円、財源は全て一般財源でございます。令和8年4月22日の任期満了に伴います上砂川町長選挙に係る関係予算のうち、令和7年度に要する事務経費を計上するものでございます。

なお、令和6年度に計上しておりました町議会議員選挙費につきましては、廃目となります。

以上、2 款総務費におきます総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 2 款総務費のうち企画課の所管事務につきまして、主な増減を中心に説明申し上げます。

予算書40ページをお開きください。2 目文書広報費でございます。本年度予算額921万3,000円、前年度比較27万9,000円の減、財源内訳はその他特定財源30万円、一般財源は891万3,000円でございます。13節使用料及び賃借料125万1,000円、前年度比較44万2,000円の減は、地デジ広報事業廃止によるもので、これまでUHB、北海道文化放送のデータ放送を活用し、行政情報や防災情報、イベント情報を配信しておりましたが、現在では公式ラインや防災メールなどのSNSが活用されており、さらに本年度防災行政無線の整備を進めることから、地デジ広報廃止に伴う減でございます。17節備品購入費33万3,000円、前年度比較皆増となっております。町広報制作用パソコンの更新経費の計上によるものでございます。

次に、45ページをお開きください。11目地域振興費でございます。本年度予算額8,873万円、前年度比較4,605万4,000円の増、財源内訳は地方債5,060万円、その他特定財源31万円、一般財源は3,782万円でございます。企画課所管事項に係る増減の主な要因ですが、1 節報酬320万6,000円、前年度比較42万1,000円の増及び4 節共済費36万4,000円、前年度比較3万7,000円の増は、地域プロジェクトマネージャーの勤務日数の増加によるもので、地域おこし協力隊の人員増加に伴い協力隊への伴走支援や地域住民とのつなぎ役としての業務が増加したことによるものでございます。7 節報償費1,509万円、前年度比較182万円の増は、執行方針別冊の12ページ上段に記載の移住定住奨励事業の一環として実施する民間賃貸住宅家賃補助事業の拡充によるもので、これまでの1LDK住宅月額5,000円の家賃補助に加え、新たに2LDK月額1万円の家賃補助を予算計上したことによる96万円の増及びふるさと納税返礼品数の増加による30万円の増によるものでございます。10節需用費396万8,000円、前年度比較118万7,000円の減は、修繕料として昨年度実施した水源公園ニジマス採取用池補修費の減によるものでございます。次ページです。12節委託料1,119万円、前年度比較115万円の増は、乗合タクシー業務の登録者及び利用回数の増によるものでございます。14節工事請負費4,400万円、前年度比較皆増となっております。執行方針別冊の14ページ下段に記載のテレビ中継局放送機更新事業によるもので、平成20年度に整備した地上デジタルテレビ

中継局の受信機が更新時期を迎えることから、機能維持を目的として更新を行うものでございます。18節負担金、補助及び交付金785万4,000円、前年度比較59万4,000円の減は、昨年度開町75周年記念事業として花火大会補助300万円を計上いたしましたが、本年度は通常の花火大会補助として250万円を計上したことによるものでございます。

次、12目地域おこし協力隊事業費でございます。本年度予算額2,511万2,000円、前年度比較944万9,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目は、地域おこし協力隊6名の人件費と活動経費を計上しております。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費の通勤手当を合わせた人件費総額は1,918万9,000円で、前年度比較651万4,000円の増は、地域おこし協力隊を4名から2名増員の6名分の計上によるものでございます。8節旅費56万2,000円、前年度比較31万6,000円の増は、執行方針別冊11ページ下段に記載の移住関連情報等発信と移住、定住相談を目的としてふるさと回帰フェアに協力隊2名分の参加旅費を計上しております。10節需用費261万円、前年度比較129万円の増は、次ページの修繕料に係るもので、新協力隊の住宅設備修繕料が前年度比較50万円の増の100万円、また協力隊が趣芸館で実施する木工ワークショップやふるさと納税返礼品開発事業のための加工機械及び木工搬入のための出入口改修として77万円の計上によるものでございます。

次に、48ページをお開きください。集落支援員事業費でございます。本年度予算額400万8,000円、前年度比較21万5,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目については、集落支援員制度における1名分の人件費と活動経費を計上しております。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費、通勤手当を合わせた人件費総額は365万3,000円、前年度比較37万4,000円の増で、集落支援員の定期昇給によるものでございます。

次に、53ページ及び54ページを併せて御覧ください。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございます。本年度予算額333万5,000円、前年度比較312万円の増、財源内訳は全て国・道支出金でございます。5年ごとに実施される国勢調査及び令和8年度実施の経済センサス活動調査準備等の経費を計上しております。1節報酬259万4,000円、前年度比較251万7,000円の増は、国勢調査指導員及び調査員報酬の計上によるものです。3節職員手当等17万8,000円及び11節役務費2万4,000円、前年度皆増、13節使用料及び賃借料39万6,000円、前年度比較39万1,000円の増につきましても国勢調査実施に係る経費の計上によるものでございます。

以上をもちまして総務費における企画課所管の予算について説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 2款総務費のうち住民課が所管いたします事項についてご説明申し上げます。

予算書は41ページをお開きください。4目会計管理費、本年度予算額365万9,000円、前年度比較64万7,000円の増で、財源内訳が全て一般財源でございます。本目は、会計業務に係る経費を計上しております。1節報酬205万5,000円は、会計年度任用職員の報酬単価改正に

よるもので、19万4,000円の増、3節職員手当等は当該職員の期末手当分で、昨年度は補正計上したため、本年度皆増となっておりまして、11節役務費131万5,000円は、前年度比較33万6,000円の増で、送金手数料の単価改正によるものでございます。その他につきましては、前年度と同額の予算計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、49ページをお開き願います。2項徴税費、1目税務総務費、本年度予算額14万5,000円、前年度同額で、財源は全て一般財源でございます。本目は、固定資産評価審査委員会委員の報酬及び税務業務に係る旅費、需用費を計上しておりますが、前年度同額の予算につきまして、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、2目賦課徴収費、本年度予算額963万5,000円、前年度比較16万4,000円の減、財源内訳は国・道支出金287万2,000円、一般財源676万3,000円でございます。主な増減としましては、8節旅費が会計年度任用職員の通勤手当ということで皆増、10節需用費176万2,000円、前年度比較12万円の増はシステム変更による払込票等の様式変更に伴う印刷製本費の増によるものでございます。次ページに参りまして、12節委託料359万5,000円、前年度比較108万3,000円の減は、昨年度計上した住民税定額減税対応システム改修業務の減等によるものでございます。13節使用料及び賃借料335万円、前年度比較80万円の増は、標準化移行によるシステム変更によるものでございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額ですので、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額9,818万4,000円、前年度比較1,126万1,000円の増、財源内訳は国・道支出金5,555万7,000円、その他特定財源200万円、一般財源4,062万7,000円でございます。10節需用費41万円、前年度比較19万円の減は、昨年度計上しました改ざん防止用紙の購入と人権啓発運動経費の減によるものでございます。11節役務費40万7,000円、前年度比較33万5,000円の増は、戸籍に振り仮名を記載するための通知書発送用郵便料の増、それと各会計予算の大綱の9ページに掲載しております、上から4個目、マイナポータルを活用したオンライン申請、決済の決済手数料が2,000円の増となっております。12節委託料6,191万1,000円、前年度比較414万円の減は、昨年度計上した標準システム移行に伴うシステム改修業務の減と新たに必要となるガバメントクラウド保守委託料や各システムの改修業務、機器更新による増との相殺でございます。主なものとしまして、ガバメントクラウド運用保守と戸籍の振り仮名通知業務がそれぞれ皆増、住民基本台帳ネットワークシステムの機器保守料で282万円の増、中空知広域圏システム保守では機器更新業務を含めて308万円の増、住基、戸籍システム改修では標準化に係る戸籍及び戸籍の付票改修業務で559万9,000円の増、総合行政システム標準化、共通化業務で2,136万1,000円減の3,801万6,000円を計上しております。13節使用料及び賃借料2,915万5,000円、前年度比較1,605万3,000円の増は、標準システム移行に伴うガバメントクラウド利用料の増によるもので、戸籍システムで皆増の271万6,000円、住基システムで1,329万3,000円増の2,485万5,000円を計上しております。18節負担金、補助及び交付金607万4,000円、前年度比較83万6,000円の減は、戸籍システムの共同運用が新システム導入後は各市町

がシステム会社と契約することに伴う協議会への負担金が減となること等によるものでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額ですので、内容は説明を省略させていただきます。

以上で住民課所管事項についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） それでは、総務費のうち教育委員会が所管いたします予算についてご説明を申し上げます。

予算書の44ページを御覧ください。10目町民センター管理費、本年度予算額2,804万8,000円、前年度比較で222万4,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源が10万円、一般財源が2,794万8,000円でございます。主な項目についてご説明させていただきます。1節報酬、本年度予算額230万1,000円、前年度比較で16万5,000円の増となっておりますが、主な要因といたしましては賃金単価の増によるものでございます。10節需用費、本年度予算額1,070万円、前年度比較で122万4,000円の増となっておりますが、主な要因としましては利用者数の回復によります燃料費、電気料の増並びにエレベーターロープ修繕等の修繕に係ります修繕料の増によるものでございます。12節委託料、本年度予算額1,401万1,000円、前年度比較で96万1,000円の増となっておりますが、主な要因は委託先業者の人件費の増加によるものでございます。17節備品購入費、本年度予算額60万円、前年度比較で8万1,000円の減となっておりますが、主な要因としましては設置しておりましたAEDの更新終了によるものでございます。その他の費目につきましては、前年同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、2款総務費に係る教育委員会所管の予算説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、浅利監査事務局長。

○監査事務局長（浅利基行） それでは、監査委員費についてご説明いたします。

54ページをお開きください。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額118万4,000円、前年度比較1万1,000円の増で、全て一般財源でございます。本費目は、監査業務に関わります経費を計上するものでございます。昨年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上です。

○委員長（笹木笑子） 以上で2款総務費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

38ページから43ページ、1項総務管理費、1目一般管理費から6目企画費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。藏根委員。

○2番（藏根高史） 42ページになります。5番の財産管理費の14節、福祉医療センター設備改修工事でエアコンの整備ということで1億1,800万円というちょっと大きな数字が出ているのですが、この附帯工事を含めてもうちょっと細かい説明をお願いいたします。

○委員長（笹木笑子） 鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） エアコンでございますけれども、先ほど申し上げたとおり老人保

健施設成寿苑、それから町立診療所というところで各居室、それから食堂、ロビー等、合計で31台、今のところ予定をしております。よろしいでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 藏根委員、よろしいですか。

○2番（藏根高史） はい。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 今の42ページの15節原材料費、庁舎、町住維持用ってなっていますけれども、これは修繕費は入っていないのですね。

○委員長（笹木笑子） 鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） 修繕費は、その前のページの需用費の修繕料でございまして、こちらはあくまでも原材料です。

○7番（吉川 洋） 修繕費どこにありましたか。

○総務課長（鷺尾仁志） すみません。41ページの同じ財産管理費で10節需用費の中に修繕料1,439万7,000円計上しております。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） すみません。分かりました。町住関係かなり老朽化しているので、結構今後そういうものが必要だと思っていたものですから、いつも後回しになる部分かと思いますので、十分にやってください。

○委員長（笹木笑子） 鷺尾課長。

○総務課長（鷺尾仁志） 公営住宅と改良住宅につきましては、別途土木費のほうで計上しておりますので、こちらは町職員住宅ですとか、そちらのほうですので、改めて土木費で説明、計上しております。

○7番（吉川 洋） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、43ページから49ページ、7目公平委員会費から13目集落支援員事業費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、49ページから54ページ、2項徴税費から6項監査委員費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

続きまして、3款民生費に入ります。55ページから65ページです。民生費については、戸田福祉課長、沼医療保険担当課長、林健康推進課長、山崎企画課長に順次説明を求めてまい

ります。初めに、戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） それでは、3款民生費のうち福祉課の所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

55ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。本年度予算額3億6,844万円、前年度比較で2,392万6,000円の増、財源内訳は国・道支出金2億4,044万9,000円、地方債1,240万円、その他特定財源3,530万8,000円、一般財源8,028万3,000円でございます。1節報酬377万4,000円の計上で、23万7,000円の増は、福祉バス運転手、添乗員の処遇改善によるものでございます。3節職員手当等29万3,000円の計上で、4万5,000円の増も1節同様、福祉バス運転手、添乗員の処遇改善によるものでございます。7節報償費773万3,000円の計上で、前年度比較24万円の減は、全世帯配布入浴券の世帯数の減少によるものでございます。次に、56ページを御覧ください。12節委託料770万3,000円の計上で、前年度比較135万4,000円の増となっております。これは、在宅老人等除雪サービス事業に係る委託料の増によるものでございます。19節扶助費3億816万8,000円の計上で、前年度比較2,149万4,000円の増となっております。これは、障害者自立支援医療費、障害者自立支援給付費の対象者の増によるものでございます。

次に、57ページを御覧ください。2目老人福祉費でございます。本年度予算額814万3,000円、前年度比較59万1,000円の減、財源内訳は国・道支出金10万8,000円、一般財源803万5,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する予算を計上してございます。7節報償費471万円の計上で、前年度比較16万円の減は、敬老会事業の対象者の減によるものでございます。10節需用費41万3,000円の計上で、前年度比較18万円の減は、隔年で作成しております高齢者生活応援ガイドを昨年度配付したため印刷製本に係る経費を減としたところによるものでございます。11節役務費138万5,000円の計上で、前年度比較12万5,000円の増は、郵便料の値上げによるものでございます。18節負担金、補助及び交付金26万4,000円の計上で、前年度比較28万1,000円の減は、毎年実施している老連の補助について老連会計の繰越しの調整のため辞退申入れを受けたことによるものです。

次に、3目社会福祉施設費でございます。本年度予算額1,126万2,000円、前年度比較2万4,000円の減、財源内訳はその他特定財源30万6,000円、一般財源1,095万6,000円でございます。本目は、東山高齢者住宅、中央集会所、各町生活館に係る経費を計上しており、福祉課は東山高齢者住宅及び中央集会所が所管となっております。1節報酬276万8,000円、3節職員手当等29万7,000円は、東山高齢者住宅管理人の処遇改善によるものでございます。

次に、58ページを御覧ください。4目介護保険費でございます。本年度予算額1億3,819万6,000円、前年度比較774万8,000円の増、財源内訳は国・道支出金592万円、その他特定財源3,940万2,000円、一般財源9,287万4,000円でございます。包括的支援事業につきましては、地域包括ケアシステムの推進に伴う関係予算を介護保険費に計上するものでございます。1節報酬48万1,000円の計上で、20万7,000円の増は、認知症カフェ、移動カフェ、施設カフェ等における勤務日の増によるものでございます。7節報償費250万円の計上で、前年度比

較41万円の増、これは予算の大綱10ページに記載しておりますチームオレンジにおける認知症サポーター、ステップアップ養成講座に伴う経費の増によるものでございます。次に、59ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金 1 億2,422万1,000円の計上で、前年度比較690万9,000円の増は、空知広域連合負担金が前年度比較506万7,000円増の 1 億2,221万4,000円と認知症老人と共に歩む会25周年記念事業補助金として20万を計上したところによるものでございます。

5 目地域包括支援センター費でございます。本年度予算額2,593万3,000円、前年度比較14万5,000円の増、財源内訳は全てその他特定財源でございます。本目は、地域包括支援センターの運営に係る嘱託保健師等の人件費等を計上してございます。1 節報酬344万3,000円の計上で、前年度比較100万6,000円の減となっております。これは、臨時介護支援専門員の退職と認知症地域支援推進員雇用に係る報酬の相殺によるものでございます。2 節給料1,089万5,000円の計上で、44万9,000円の増は、人事院勧告に基づく給与の増によるものでございます。3 節職員手当等628万2,000円の計上で、前年度比較33万9,000円の増についても2 節同様でございます。60ページを御覧ください。4 節共済費340万円で、前年度比較17万5,000円の増、こちらにつきましても2 節同様でございます。18節負担金、補助及び交付金114万1,000円で、前年度比較33万4,000円の増は、退職手当組合負担金の増によるものでございます。

次に、65ページを御覧ください。3 項生活保護費、2 目扶助費、本年度予算額227万5,000円、前年度同額、財源内訳は国・道支出金50万円、一般財源177万5,000円となっております。全て前年同額となっております。

4 項災害救助費、1 目災害救助費、本年度予算額43万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。

以上で福祉課に関わる民生費の予算について説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） それでは、3 款民生費の医療保険担当所管分についてご説明させていただきます。

55ページになります。1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、10節需用費の印刷製本費 6 万9,000円のうち 1 万8,000円が重度心身障害者等医療用となっており、前年同額でございます。11節役務費、2 行目でございます。重度心身障害者等医療事務の手数料として14万9,000円の計上、前年度比較9,000円の減、対象件数の見込みの減によるものでございます。次ページに参ります。13節使用料及び賃借料のうち医療費助成システムの保守、利用料として106万6,000円を計上、前年度比較 2 万5,000円の微増となっております。19節でございます。扶助費のうち重度心身障害者等医療費として691万5,000円を計上、前年度比較64万3,000円の増、先ほど申し上げました対象見込み件数が減少傾向でございますが、医療費が増加傾向にあるため、手数料とは逆にここは増額となっております。27節でございます。繰出金 3,116万8,000円、前年度比較26万4,000円の増、国民健康保険基盤安定等繰出金として上砂

川町国民健康保険特別会計に繰り出しするものでございます。

次に、7 目後期高齢者医療費に参ります。61ページをお開きください。7 目後期高齢者医療費 1 億77万1,000円、前年度比較16万6,000円の減、財源内訳につきましては国・道支出金 1,593万6,000円、その他特定財源642万9,000円、一般財源7,840万6,000円となつてございます。この7 目につきましては、後期高齢者の健康診断の費用及び介護との一体事業等によるものを計上してございます。1 節でございます。報酬364万6,000円、前年度比較34万9,000円の増、月額及び日額の会計年度任用職員の報酬改正によるものでございます。3 節職員手当等34万1,000円、前年度比較 4 万8,000円の増、支給対象となる月額の会計年度任用職員の報酬改正に伴う増額でございます。8 節旅費、通勤手当分として 2 万8,000円、前年度比較 4,000円の増となつてございます。10節需用費、消耗品 4 万6,000円、前年度比較 2 万円の減、後期高齢者健康診査における消耗品ですが、対象者の減に伴う減額となつてございます。11 節に参ります。役務費13万6,000円、前年比 7 万9,000円の増、従来受診券につきましては受診希望者のみに郵送していたところでございますが、受診しやすい環境を構築し、受診率の向上を図るため7 年度からは対象者全員にプッシュ型の送付に切り替えるということにいたしまして、そこに加えて昨年の郵便料金値上げの影響もあり、増額となつてございます。12節委託料でございます。198万7,000円、前年同額でございます。健康診査の委託料につきましては、対象者数は減少しているのですが、今ほど申しあげました受診券のプッシュ型の送付に切り替えることで受診率の向上を見込みまして前年同額を計上してございます。次ページ、62ページでございます。18節負担金、補助及び交付金6,796万6,000円、前年度比較 36万7,000円の減、北海道後期高齢者医療広域連合に市町村定率負担分として納付する療養給付費負担金として計上するものでございます。27節繰出金2,662万1,000円、前年度比較28万9,000円の減、後期高齢者医療基盤安定等繰出金として上砂川町後期高齢者医療特別会計に繰り出しするものでございます。

続きまして、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費のうち所管分をご説明させていただきます。10節需用費でございます。11万3,000円、前年比12万2,000円の減、ひとり親家庭等の医療費及び乳幼児医療の対象見込み件数の減によるものでございます。11節役務費、需用費と同様に対象見込み件数の減によりまして、ひとり親家庭等の医療費の事務手数料 4 万6,000円を計上、前年度比較 1 万8,000円の減、乳幼児医療費等事務手数料11万8,000円、前年度比較 4 万1,000円の減となっております。なお、その下、養育医療等事務手数料は、前年同額の1,000円を計上しているところでございます。次ページへ参りまして、19節扶助費になります。ひとり親家庭等医療費152万2,000円、前年度比較41万1,000円の減、1 行置きまして乳幼児医療費347万4,000円、前年度比較210万円の減、養育医療費80万円、前年同額でございます。

以上、医療保険担当の所管分でございます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） それでは、3 款民生費のうち健康推進課の所管事項につきま

して、主な増減を中心に説明申し上げます。

60ページを御覧ください。6目介護予防費でございます。本年度予算額409万4,000円、前年度比較40万3,000円の増、財源内訳は全てその他特定財源でございます。本目は、高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての報償費や委託料が主なもので、運動専門職等による通いの場で実施している身体機能の維持、向上のための教室や通いの場へ来ることが難しい方に対し家庭訪問で個人に合った運動メニューを提示し、継続的な指導を実施する訪問型支援が主な事業でございます。13節使用料及び賃借料の50万6,000円の増は、介護予防事業のICT化によるシステム使用料によるものです。その他につきましては、昨年とほぼ同額のため、説明は省略させていただきます。

続きまして、62ページを御覧ください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額4,081万5,000円、前年度比較620万6,000円の増、財源内訳は国・道支出金2,799万8,000円、その他特定財源20万円、一般財源1,261万7,000円でございます。本目は、子育て支援として妊産期から伴走型相談支援事業や育児用品購入券贈呈事業、砂川市通園センター負担金、児童手当の経費を計上しております。12節委託料15万5,000円の計上で、前年度比較363万8,000円の減は、第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の終了に伴うものでございます。次のページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金652万7,000円の計上で、前年度比較346万5,000円の増は、砂川市通園センターに通所する人数の増とパソコン更新の経費、昨年まで2目認定こども園等複合施設費に計上していました天使幼稚園に関わる施設型給付負担金を児童総務費に予算を組み替えたことによる増額でございます。19節扶助費、児童手当2,666万円の計上で、前年度比927万5,000円の増は、昨年10月より児童手当が拡充されたことによるものでございます。その他につきましては、昨年とほぼ同額のため、説明は省略させていただきます。

次に、2目認定こども園等複合施設費でございます。本年度予算額2,697万2,000円、前年度比較133万6,000円の減、財源内訳は国・道支出金7万6,000円、その他特定財源67万円、一般財源2,622万6,000円でございます。本目は、認定こども園等複合施設として児童館及び認定こども園の運営に関わる経費を計上しております。次のページを御覧ください。17節備品購入費48万9,000円の計上で、前年度比較30万4,000円の減は、児童館の空気清浄機の設置の終了に伴う減でございます。18節負担金、補助及び交付金5万6,000円の計上で、前年度比較90万5,000円の減は、天使幼稚園に関わる施設型給付費を児童福祉総務費に予算を組み替えたことによる減でございます。その他につきましては、昨年とほぼ同額のため、説明は省略させていただきます。

以上で3款民生費に係ります健康推進課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、3款民生費のうち企画課所管事項につきましてご説明申し上げます。

57ページ及び58ページを御覧ください。3目社会福祉施設費でございます。企画課所管事項として、生活館に関する経費を計上しております。58ページ、10節需用費104万5,000円、前年度比較22万8,000円の増は、修繕料に関するもので、各町生活館の消防設備、防火対象物点検において指摘のあった誘導灯等3か所の修繕費37万5,000円の計上によるものでございます。

以上をもちまして民生費における企画課所管の予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時11分

○委員長（笹木笑子） 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で3款民生費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

55ページから58ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から3目社会福祉施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。吉川委員。

○7番（吉川 洋） 56ページ、19節扶助費のところの障害者自立支援給付費2億8,000万、これの中身よく分からないので、教えていただきたいのと、対象人数増えたって聞いて、どのくらいになるのか教えていただけますか。

○委員長（笹木笑子） 戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） こちら自立支援給付につきましては、一番大きなものといまして障害者の就労支援などがございます。対象者、少々お待ちください。就労支援につきましては、大体対象者が60名程度おりまして、そのほか就労支援のほか、就労移行支援、自立訓練、生活訓練と言われるものもございます。町内でいえば、それいゆ、また砂川でいえば、笑飛巣カフェなどが就労支援施設となっておりまして、そちらの就労に関わる町の負担分となつてございます。エルムもです。失礼しました。

○7番（吉川 洋） エルムの運営費とかいうのもここに入っているということですね。

○福祉課長（戸田晋一） そうです。町の負担という形になります。

○委員長（笹木笑子） 林副町長。

○副町長（林 智明） 今回の自立支援の関係で増えたのは、過日私が、補正予算でも説明しましたが、報酬の改定があり増えたこと、あと障害児の数が増えています。それと、今言ったエルムの里などに通っている方の就労継続支援サービスの利用が相当数増えていますので、今回このような形になっています。運営費ではないです。就労継続支援サービスにはA型とB型などがあり、障害福祉サービス事業所の方が勤めている場合には自立支援給付費というのが発生しますので……ええ。

○7番（吉川 洋） 自立支援でどこかにお仕事に行くといったときに本人に対しての給付金ということ、事業所でなくてですね。

○副町長（林 智明） そうです。

○7番（吉川 洋） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、58ページから62ページ、4目介護保険費から7目後期高齢者医療費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、62ページから65ページ、2項児童福祉費から4項災害救助費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

次、衛生費、66ページから72ページ、4款衛生費に入ります。衛生費については、林健康推進課長、内野建設環境課長に順次説明を求めてまいります。初めに、林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） それでは、衛生費のうち健康推進課の所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

66ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額7,059万円、前年度比較1,027万円の増、財源内訳は国・道支出金26万3,000円、一般財源7,032万7,000円でございます。本目は、救急医療対策に関わる負担金や分担金、妊産婦、1か月健診、産後ケア事業経費を計上しております。12節委託料101万8,000円の計上で、前年度比較93万8,000円の増は、成人健診、予防接種などの副本登録のため健康管理システムの改修事業に伴う増でございます。17節備品購入費79万6,000円の計上で、前年度比較62万4,000円の増は、東鶉歯科診療所の計画購入、R7年度は歯を削るためのエアコンプレッサーの耐用年数が超過し、診療に支障を来すことから、購入することに伴う増でございます。次のページを御覧ください。27節繰出金5,654万3,000円の計上で、前年度比較885万1,000円の増は、水道事業会計繰出金の増で、水道事業会計でご説明いたします。その他につきましては、昨年とほぼ同額のため、説明は省略させていただきます。

次に、2目予防費でございます。本年度予算額1,389万9,000円、前年度比較233万3,000円の増、財源内訳は国・道支出金37万円、一般財源1,352万9,000円でございます。本目は、がん検診や小学校5年生から中学校3年生、20歳から39歳の健診の機会のない方が対象の生活習慣病予防健診や定期予防接種、全町民に実施しているインフルエンザ予防接種、令和7年度から実施します带状疱疹ワクチン接種事業に関わる経費を計上しております。68ページを御覧ください。12節委託料1,141万6,000円の計上で、前年度比較238万1,000円の増は、新たに開始となる带状疱疹ワクチンの65歳から5歳刻みの年齢の方が対象の定期接種と町独自で実施します50から64歳以下が対象の任意接種の助成事業に伴う増によるものでござ

います。その他につきましては、昨年とほぼ同額のため、説明は省略させていただきます。

以上で4款衛生費に係ります健康推進課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、衛生費のうち建設環境課が所管いたします予算につきまして説明申し上げます。

68ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、本年度予算額1,626万4,000円、前年度比較で463万1,000円の増でございます。69ページを御覧願います。10節需用費でございます。本年度予算額675万7,000円、前年度比較で486万7,000円の増となっております。修繕料といたしまして、さわやかトイレの計画修繕料の増によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額638万8,000円、前年度比較で11万5,000円の減でございます。鶉浴場の運営助成金の減と下鶉浴場の運営助成金の増との相殺によるものでございます。

70ページを御覧願います。2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額49万2,000円、前年度比較で27万3,000円の増となっております。本目は、衛生課車庫と事務所の諸経費を計上するものでございます。

2項清掃費、2目じん芥処理費、本年度予算額7,108万8,000円、前年度比較で186万2,000円の減となっております。本目は、ごみ収集処理費用及びごみ最終処分場の経費を計上するものでございます。1節報酬でございますが、本年度予算額704万4,000円、前年度比較で50万5,000円の増となっております。報酬単価のアップによるものでございます。3節職員手当等でございます。本年度予算額53万8,000円、前年度比較で皆増となっております。期末手当を当初より計上するものでございます。71ページを御覧願います。18節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額4,080万6,000円、前年度比較で286万6,000円の減となっております。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金の減によるものでございます。

2項清掃費、3目し尿処理費、本年度予算額1,274万3,000円、前年度比較で83万8,000円の増となっております。本目は、し尿処理に係る経費を計上するものでございます。1節報酬でございますが、本年度予算額704万4,000円、前年度比較で50万5,000円の増となっております。報酬単価のアップによるものでございます。3節職員手当等でございます。本年度予算額53万8,000円、前年度比較皆増となっております。期末手当を当初より計上するものでございます。

以上、4款衛生費における建設環境課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

66ページから69ページ、1項保健衛生費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、69ページから72ページ、2項清掃費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

続きまして、労働費、農林水産業費に入ります。73ページから74ページでございます。5款労働費、6款農林水産業費、労働費については山崎企画課長、農林水産業費については内野建設環境課長より説明を求めてまいります。労働費の内容の説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

73ページをお開きください。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額164万4,000円、前年度比較2万4,000円の減、財源は全て一般財源でございます。前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

以上で労働費における予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 次に、農林水産業費の内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、農林水産業費の予算につきまして説明申し上げます。

74ページでございます。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額670万7,000円、前年度比較で351万2,000円の増となっております。本目は、有害鳥獣駆除に係る経費や森林環境経費を計上するものでございます。12節委託料でございます。本年度予算額286万2,000円、前年度比較で58万2,000円の増となっております。熊よけ用の草刈り箇所が増により、有害鳥獣対策業務経費を増額したことによるものでございます。13節使用料及び賃借料でございます。別冊主要施策15ページも併せてご参照願います。本年度予算額67万9,000円、前年度比較で16万2,000円の増となっております。昨年度野生生物撃退装置2台を設置し、さらにもう一台設置するための経費を計上したことによるものでございます。24節積立金でございます。本年度予算額280万円、前年度比較で皆増となっております。昨年は、森林環境譲与税の交付予定額を全額事業充当により基金の積立ての計上は行えませんでしたけれども、今年度につきましては交付予定額530万円のうち下鶴分譲地児童公園遊具整備費用に250万円を充当し、残りの280万円を基金へ積み立てて計上するものでございます。

以上、6款農林水産業費の説明とさせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で5款労働費と6款農林水産業費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

73ページから74ページ、5款労働費、6款農林水産業費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。吉川委員。

○7番（吉川 洋） 74ページの7節報償費のところの有害の免許証、猟銃の免許かと思う

のですけれども、これ職員対象で何名ほどというふうに今現在は取得しているのでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 内野課長。

○建設環境課長（内野博之） 職員とは限られておりません。町民の方が受講するときに負担金を一部助成するという制度でございます。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 以前職員で取るというような話があったかと思いますが、現状は今いないのでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 職員が取るという話はしたことないと思います、一度も。あくまでも有害鳥獣の免許を取得するためにこの制度、一部助成するという制度をつくったものです。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） すみません。そしたら、私の勘違いかと思いますが、現状では町内で取得する方はいらっしゃるのでしょうか、ここ数年含めて。

○委員長（笹木笑子） 内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） 令和5年度につきましても1名、令和6年度につきましても1名ございましたので、費用を捻出しております。7年度につきましてもまだこれからのごとくので、不明でございます。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

続きまして、7款商工費に入ります。75ページから77ページ、商工費の内容説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、商工費のうち企画課所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

75ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額1,982万2,000円、前年度比較71万5,000円の増、財源内訳は国・道支出金10万円、その他特定財源797万6,000円、一般財源は1,174万6,000円でございます。本目は、産業活性化センターの管理費や商工会議所等への補助金、消費生活相談員の人件費、中小企業融資原資預託金などを計上しております。1節報酬231万8,000円、前年度比較53万5,000円の増及び3節職員手当等25万円、前年度比較皆増は、昨年6月補正で計上した消費生活相談員に係る報酬等の計上及び定期昇給によるものでございます。10節需用費140万5,000円、前年度比較76万7,000円の減は、修繕料に関するもので、前年度実施した産業活性化センター浄化槽上蓋取替えの減によるものでございます。

次に、76ページを御覧ください。2目企業開発費でございます。本年度予算額1,555万5,000円、前年度比較70万円の増、財源内訳は地方債1,400万円、一般財源は155万5,000円でございます。本目は、企業誘致用経費及び振興公社助成金などを計上しております。7節報償費80万円、前年度比較70万円の増は、廃工場処理に係る弁護士費用の計上によるものでございます。

次に、3目観光費でございます。本年度予算額3,178万6,000円、前年度比較413万4,000円の減、財源内訳はその他特定財源2,631万5,000円、一般財源は547万1,000円でございます。10節需用費56万8,000円、前年度比較33万8,000円の増は、印刷製本費に関するもので、執行方針別冊の12ページ上段に記載の観光パンフレット更新事業として45万1,000円を計上するものでございます。予算書に記載はございませんが、工事請負費として昨年実施いたしました悲別駅保全改修工事2,540万円の減及び18節負担金、補助及び交付金3,100万円、前年度比較2,100万円の増は上砂川岳温泉の給湯及び暖房設備として平成22年に設置したボイラー設備2基のうち1基が故障し、修理不能となったため、取替え工事に係る経費2,100万円の計上によるものでございます。

以上をもちまして商工費の予算について説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で7款商工費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

75ページから77ページ、7款商工費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

続きまして、土木費、消防費に入ります。78ページから83ページ、8款土木費、9款消防費に入ります。土木費については内野建設環境課長、消防費については鷺尾総務課長より順次説明を求めてまいります。土木費の内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、8款土木費につきまして説明申し上げます。

予算書78ページをお開き願いたいと思います。1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額1億877万5,000円、前年度比較で542万8,000円の増となっております。本目は、主に街路灯及び土木車庫の維持、それと下水道事業会計への繰出金に係る予算を計上するものでございます。10節需用費でございますが、別冊主要施策16ページも併せてご参照願いたいと思います。本年度予算額1,154万4,000円、前年度比較で163万7,000円の減となっております。修繕料におきまして街路灯省エネ改修事業といたしまして昨年度より18灯減の27灯分の更新経費を計上したことによるものでございます。14節工事請負費でございます。本年度予算額600万円、前年度比較で皆増となっております。資料ナンバー10及び別冊主要施策の14ページも併せて御覧いただければと思います。中央地区にあります店舗兼住宅につきまして倒壊のおそれのある所有者不在の空き家をこのたび特定空家と認定しましたので、除却工事を実施するものでございます。

続きまして、79ページをお開き願います。2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額1億3,161万3,000円、前年度比較で601万3,000円の減となっております。本目は、道路維持及び整備費を計上するものでございます。1節報酬でございます。本年度予算額3,264万3,000円、前年度比較で196万4,000円の増となっております。会計年度任用職員の報酬単価の増によるものでございます。3節職員手当等でございますが、本年度予算額240万1,000円、前年度比較で皆増となっております。期末手当を当初より計上するものでございます。10節需用費でございます。本年度予算額2,485万7,000円、前年度比較で168万7,000円の増となっております。修繕料で車両修理に伴う増によるものでございます。80ページをお開き願います。12節委託料でございます。本年度予算額2,677万2,000円、前年度比較で865万7,000円の増となっております。昨年度計上しておりました町道鶉下鶉線横断管実施設計の減と今年度につきましては用地確定測量の増と労働費等の単価改定に伴う除排雪業務の増との相殺によるものでございます。資料ナンバー9及び別冊主要施策の14ページも併せてご参照願いたいと思います。14節工事請負費でございます。本年度予算額3,670万円、前年度比較で2,100万円の減となっております。昨年度実施いたしました町道下鶉線横断側溝改修工事と町道7町内線雨水側溝布設替え工事の減と今年度につきましては町道鶉北線道路改良舗装工事と町道鶉北線雨水側溝布設替え工事の増との相殺によるものでございます。

81ページをお開き願います。3項住宅費、1目住宅管理費、本年度予算額1億1,106万5,000円、前年度比較で80万2,000円の減となっております。本目は、町営住宅の維持管理経費及び整備費を計上するものでございます。資料ナンバー13番及び別冊主要施策14ページも併せてご参照願いたいと思います。10節需用費でございます。本年度予算額4,489万8,000円、前年度比較で113万2,000円の減となっております。修繕料におきまして昨年度実施いたしました緑が丘団地屋根ふき替え及び下鶉身障者住宅屋根ふき替えの減と今年度につきましては昨年度に引き続き下鶉団地屋根ふき替え工事を行うこととしており、事業費増との相殺によるものでございます。12節委託料でございます。本年度予算額576万1,000円、前年度比較で98万1,000円の増となっております。空き家住宅除雪業務の単価の増によるものでございます。82ページをお開き願います。あわせまして、資料ナンバー11、12及び別冊主要施策14ページも併せてご参照願います。14節工事請負費でございます。本年度予算額5,720万円、前年度比較で70万円の減となっております。昨年度実施いたしました緑が丘団地除却工事の減と今年度につきましては緑が丘公営住宅団地エレベーター改善工事、下鶉住宅照明器具LED化工事の増との相殺によるものでございます。緑が丘公営住宅外装改善工事につきましては、昨年度に引き続き実施いたします。

以上で土木費の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 次に、消防費の内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、消防費につきまして説明いたします。

予算書83ページでございます。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額2億

6,098万8,000円、前年度比較で7,499万3,000円の増、財源は地方債1億350万円、一般財源は1億5,748万8,000円でございます。本目は、砂川地区広域消防組合の負担金を計上しております。別冊の町政執行方針主要施策15ページにございますが、下から3段目の水槽付消防ポンプ自動車の更新につきまして消火活動をより効果的に行うため購入後30年以上経過した現行の車両を消防ポンプ搭載多機能型車両に更新する費用として6,344万8,000円を計上、あわせて資料にはございませんが、平成24年に整備した砂川消防本部内の消防指令台に係る更新経費、そのうち当町負担分として4,013万5,000円を計上したことが増額の主な要因でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で8款土木費、9款消防費の説明が終わりました。

78ページから83ページ、8款土木費、9款消防費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。石田委員。

○1番（石田浩二） 78ページ、12節委託料、アスベスト含有調査業務委託についてお伺いいたします。

30万円計上されていますが、これは定期的な検査をされるものでしょうか。また、分かる範囲でよろしいのですが、その施設の基準や選定方法についてお分かりでしたらお聞かせください。

○委員長（笹木笑子） 内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） 土木総務費のアスベスト含有量の委託料につきましては、先ほど工事請負費におきまして計上いたします特定空家除却工事に関わります店舗兼住宅の前に調査するもので計上するものでございます。

○委員長（笹木笑子） 奥山町長。

○町長（奥山光一） アスベスト調査につきましては、建物を除却する場合、今は基準で必ずやらなければいけなくなっているのです。ですから、選定とかなんとかではなくて、建物を壊すか壊さないか、これは公共であっても民間で個人の住宅であってもそうなのですけども、これは建物を除却する場合必ずやるということが義務づけられているということでこの調査をするということでございます。

○1番（石田浩二） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（笹木笑子） 小澤委員。

○4番（小澤一文） 78ページ、1項土木管理費、14節工事請負費、特定空家除却工事なのですけれども、ちょっと自分も気になったので、現場見てきたのですけれども、倒壊のおそれがあるということで、執行する時期はいつ頃予定されているのでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 鈴木技師長。

○建設環境課技師長（鈴木健一） 本年度実施するという予定でございます。国費を入れて、前年度より要望させていただいて時期については、雪解けも含めて所有者等に対して告示を行いまして正式な手続を踏んで執行することとなります。

○４番（小澤一文） 執行するとき事前に教えていただくことは可能なのでしょうか。ちょっと拝見させていただきたいなと。

○建設環境課技師長（鈴木健一） これについては、入札を経て受注者が決定した後で実際現場で作業される直前に担当者のほうでその現場へ行きまして小澤委員おっしゃる執行する宣言を行いまして実施するというところでございますので、そのタイミングについてはお知らせできるかと思います。

○４番（小澤一文） よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○７番（吉川 洋） 79ページ、道路維持費のところの１番、報酬のところを除雪運転手の金額出ておりますが、これ何名分ということで上げているのでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 鈴木技師長。

○建設環境課技師長（鈴木健一） こちらについては、通年雇用者６名、それと冬期間だけ雇用する４名、合わせて10名でございます。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○７番（吉川 洋） 気になったのは、冬期間です。オペレーターの方が今いろんなところで少なくて確保が難しい状況になっているかと思うのですけれども、うちの場合を見ると高齢の方もいらっしゃるような気がするので、将来的にしっかりと確保できるような仕組みづくりを予算も含めてですけれども、こちら辺はしっかりしておかないと、町民の生活守るために除雪は大切なことですから、どうかオペレーターを含めて人数確保できるように取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（笹木笑子） 鈴木技師長。

○建設環境課技師長（鈴木健一） そちらにつきましては、我々も承知しているところでございまして、委託料についてもそれらを勘案して労務費、あと損料、燃料費等も含めてなのですが、現行、新しい単価に合わせた形で計上しているところでございます。

○７番（吉川 洋） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で８款土木費、９款消防費について質疑を打ち切ります。

ここで昼食のため休憩を取ります。

休憩 午前１１時４８分

再開 午後 零時５９分

○委員長（笹木笑子） 休憩を解き、会議を再開いたします。

10款教育費に入ります。84ページから95ページ、教育費につきましては齊藤教育次長、山崎企画課長に順次説明を求めてまいります。初めに、齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） それでは、教育費のうち教育委員会に関わります予算についてご

説明申し上げます。

予算書84ページでございます。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額136万2,000円、財源は全て一般財源でございます。内容につきましては、前年度同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目事務局費、本年度予算額4,417万5,000円、前年度比較で647万9,000円の増で、財源の内訳は国・道支出金が14万4,000円、地方債が510万円、その他特定財源が330万円、一般財源が3,563万1,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。1節報酬、本年度予算額13万8,000円、前年度比で1万2,000円の減でございます。昨年度上砂川町学校再編委員会から義務教育学校の開設を進めるべきとの報告を受けましたことから、本年度は基本コンセプトの策定に着手をし、義務教育学校の開設について議論を進める義務教育学校開校準備委員会の委員報酬といたしまして9名分を、また令和8年度中学校の部活動の地域移行に向けまして部活動地域移行協議会の委員報酬といたしまして8名分を計上したものでございます。続きまして、4節共済費でございます。本年度予算額342万円、前年度比較で60万7,000円の増は、会計年度任用職員の報酬単価増に伴う社会保険料の増によるものでございます。続きまして、11節役務費でございますが、本年度予算額82万4,000円、前年度比較で49万9,000円の増でございますが、主な要因といたしましては本年度小中学校の1人1台学習端末を更新することに伴います旧端末の廃棄処分料を計上したものでございます。内容につきましては、別冊の主要施策2ページを御覧いただきたいと思います。続きまして、12節でございますが、委託料、本年度予算額3,014万5,000円、前年度比較で158万8,000円の増は、学力向上対策として開設しております公設学習塾につきまして7年度から対象学年を小学校4年生以上から小学校3年生以上へ拡大するとともに、中学校3年生におきましては学力に応じたコース別の教室を開設することから、拡充に要する諸経費を計上したものであるものでございます。別冊主要施策3ページも併せて御覧ください。続きまして、18節でございますが、負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額767万3,000円、前年度比較384万8,000円の増でございますが、主な要因は主要施策の別冊の3ページにもございまして高校就学費等助成金につきまして物価高騰による保護者負担を軽減するため1人当たり年間5万円から12万円に増額したこと、また主要施策の別冊5ページにございまして、福井県福井市鶉地区との小学生交流事業につきまして本年度本町から先方へ小学生を派遣することによります助成金の増によるものでございます。その他項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2項小学校費へ参ります。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額3,564万8,000円、前年度比較39万7,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額1,572万7,000円、前年度比較で159万4,000円の増で、次ページへ移りまして、3節職員手当等でございますが、本年度予算額100万8,000円、前年度比較で15万4,000円の増で、どちらも会計年度任用職員の報酬単価増

によるものでございます。続きまして、10節需用費でございます。本年度予算額1,157万1,000円、前年度比較117万1,000円の減でございますが、消耗品費におきまして消火器更新の終了に伴います減と1人1台端末更新費用に係る消耗品計上、修繕料等において昨年実施しましたエアコン点検等の経費減により減額となったものでございます。11節役務費でございますが、本年度予算額54万7,000円、前年度比較12万8,000円の減で、昨年度導入いたしました学校校務支援システムの導入完了に伴いますネットワーク変更手数料の減によるものでございます。12節委託料です。本年度予算額398万8,000円、前年度比較で31万5,000円の増でございますが、主な要因は委託先事業者の人件費の増によるものでございます。続きまして、13節使用料及び賃借料でございます。本年度予算額127万8,000円、前年度比較で48万2,000円の減で、主な要因は1人1台学習用端末のリース料4万1,000円及び教員の校務パソコンのリース料3万9,000円を計上したこと、また昨年導入した校務支援システムの初期導入費用の減による相殺によるものでございます。17節備品購入費でございますが、本年度予算額108万4,000円、前年度比較で6万4,000円の増は、学校要望に基づきまして刈り払い機や屋外テント等を購入するため計上したものでございます。その他費目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額は2,047万8,000円、前年度比較で70万7,000円の減で、財源内訳につきましては国・道支出金が8万2,000円、地方債750万円、一般財源が1,289万6,000円でございます。12節委託料ですが、本年度予算額183万3,000円、前年度比較で20万3,000円の増は、学校給食の配送業務におきます委託先事業者の人件費、燃料費等の高騰に伴い増額となったものでございます。次ページ、88ページをおめくりください。17節備品購入費でございます。本年度予算額124万円、前年度比較382万円の減は、昨年度実施しました小学校指導書の更新、指導者用デジタル教科書の拡充経費等の減によるもので、本年度学校要望を精査し、マクロスコープや電子てんびん、ディスプレイ等の購入経費を計上したものでございます。続きまして、18節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額1,215万4,000円、前年度比較で257万4,000円の増は、主な要因といたしまして学校給食に係る人件費、賄い材料費の高騰に伴う砂川市学校給食センター負担金及び無償化による学校給食費の助成金の増によるものでございます。19節扶助費でございますが、本年度予算額259万円、前年度比較で33万4,000円の増は、給食費負担の増及び修学旅行該当児童の増によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、3項中学校費へ参ります。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額3,923万円、前年度比較で96万円の増となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額1,784万5,000円、前年度対比で189万4,000円の増、また続く3節職員手当等、本年度予算額78万円、前年度比較で20万3,000円の増につきましては、ともに会計年度任用職員の報酬単価等の増によるものでございます。続きまして、10節需用費でございます。本年度予算額1,400万4,000円、前年度対比で61万7,000円

の減で、主な要因につきましては修繕料で昨年実施いたしましたエアコン点検費、終了いたしましたので、その減によるものでございます。11節役務費でございますが、本年度予算額57万9,000円、前年度比較で12万9,000円の増は、小学校同様、校務支援システム導入完了に伴いますネットワーク変更手数料の減によるものでございます。12節委託料ですが、本年度予算額344万4,000円で、前年度比較34万3,000円の増で、主な要因は委託業者先の人件費の増によるものでございます。13節使用料及び賃借料でございますが、本年度予算額113万7,000円、前年度比較で58万6,000円の減で、主な要因は1人1台学習端末のリース料30万8,000円と教員の校務パソコンのリース料3万7,000円を計上、あわせて昨年導入した校務支援システムの初期費用の減による相殺でございます。予算書90ページに移ります。17節備品購入費でございますが、本年度予算額89万2,000円、前年度対比で19万8,000円の減で、主な要因につきましては昨年度AED機器更新を完了したことによります減と本年度は学校要望に基づきまして体育館の暖房補助としてジェットヒーター、また学習用端末の保管庫等の経費を計上したものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明については省略をさせていただきます。

続きまして、2目の教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額1,707万4,000円、前年度比較で447万3,000円の増となっており、財源の内訳につきましては国・道支出金10万6,000円、地方債で500万円、一般財源で1,196万8,000円でございます。12節委託料でございますが、本年度予算額122万2,000円、前年度比較で30万5,000円の増でございますが、小学校同様、学校給食の配送業務における人件費、燃料費等の高騰による増額でございます。13節使用料及び賃借料でございます。本年度予算額63万1,000円、前年度比較で28万2,000円の減でございますが、主な要因といたしましてはデジタル教材等の経費を本目から備品購入費へ費目変更したことによるものでございます。17節備品購入費でございますけれども、本年度予算額280万円、前年度比較200万円の増は、学校要望を精査してデジタル教科書、指導者用の指導書等々の教材を購入するため計上したものでございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額979万9,000円、前年度比較で300万円の増となっております。主な要因につきましては、小学校同様、学校給食に係ります人件費、賄い材料費の高騰を受けまして砂川市学校給食センター負担金及び無償化による学校給食費助成金の増によるものでございます。次ページへ移りまして、19節扶助費でございますが、本年度予算額123万2,000円、前年度比較で58万2,000円の減でございますが、対象者数の減によるものでございます。その他項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

続いて、91ページの4項社会教育費へ参ります。1目社会教育総務費、本年度予算額230万3,000円、前年度比較で19万6,000円の増でございます。財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。7節の報償費でございますが、本年度予算額131万1,000円、前年度対比29万4,000円の増でございますが、社会教育講座につきましてはフィットネス、ワークショップ、町民芸術鑑賞会では音楽鑑賞を実施する予定でございまして、それらに関する諸経

費、講演料が近年の物価高騰等により上昇しているための理由でございます。その他の項目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

予算書92ページを御覧ください。2目青少年対策費でございますが、本年度予算額1,214万1,000円、前年度比較で1,064万9,000円の増で、財源内訳につきましては地方債710万円、その他特定財源250万円、一般財源254万1,000円でございます。14節でございますが、工事請負費、本年度予算額750万円、皆増でございます。主要施策の別冊3ページにございますとおり、下鴨児童公園整備のフェンス設置等に要する経費を計上しているものでございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額360万1,000円、前年度比較で311万4,000円の増で、主な要因は下鴨自治会に対しまして14節で今ご説明しました下鴨児童公園に必要な遊具設置の費用を助成するための所要額を計上したものでございます。その他の項目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、3目の社会教育施設費でございます。本年度予算額につきましては363万8,000円、前年度比較で112万円の減、財源内訳につきましては全て一般財源でございます。本目は、趣芸館及び炭鉱館に関する予算を計上するものでございまして、教育委員会が所管いたします趣芸館に係る予算につきましてご説明をいたします。12節委託料につきましては、本年度予算額62万6,000円、前年度比較で2万8,000円の増で、趣芸館の窓ガラス清掃を隔年実施しており、本年度実施するものでございます。

続きまして、5項保健体育費へ参ります。1目保健体育総務費、本年度予算額290万3,000円、前年度比較で62万8,000円の減でございます。財源内訳は、全て一般財源でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額92万9,000円、前年度比較で3万6,000円の減につきましては、町営プール再建検討委員会に係ります委員報酬の減でございます。予算書94ページを御覧ください。13節でございますが、使用料及び賃借料でございます。本年度予算額29万9,000円で、前年度比較58万4,000円の減でございますが、スキー行事のリフト使用料及びバス借り上げ料につきまして近隣のスキー場や福祉バスが利用できない場合の代替確保に要する経費として計上してございますが、実績精査によりまして減額したものでございます。また、小学校の水泳授業ですとか、夏休み子ども水泳教室、近隣のプール施設利用してございますので、その施設利用料を併せて計上してございます。その他項目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

続いて、2目の体育施設費でございます。本年度予算額694万7,000円、前年度比較で876万円の減で、財源内訳につきましてはその他特定財源30万円、一般財源が664万7,000円でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額192万7,000円、前年度対比で13万3,000円の増で、こちらにつきましても会計年度任用職員の報酬単価の増によるものでございます。10節でございます。需用費、本年度予算額39万円、前年度比較で12万2,000円の減で、

主な要因につきましては修繕料で昨年度実施いたしましたパークゴルフ場券売機の新紙幣対応に係る改修終了に伴う減によるものでございます。次ページでございますが、12節委託料でございます。本年度予算額451万9,000円、前年度対比で33万円の増で、物価高騰に伴いますパークゴルフ場の委託先管理経費増によるものでございます。また、昨年度計上しておりました14節工事請負費につきましては、体育センターのステージどんちょうの改修を終えたことにより皆減となつてございます。その他費目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、10款教育費のうち教育委員会所管の予算の説明について終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、山崎企画課長。

○企画課長（山崎敦浩） それでは、10款教育費のうち企画課所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

93ページを御覧ください。3目社会教育施設費のうち、炭鉱館の管理経費であります。炭鉱館の管理経費につきましては、管理人報酬や光熱水費、修繕費など合計で前年度比較120万5,000円減の252万4,000円を計上しており、主な減額の要因は10節需用費、修繕料の炭鉱館改修事業として昨年度実施した炭鉱館前の通路補修経費の減によるものでございます。

以上、10款教育費のうち企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で10款教育費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

84ページから91ページ、1項教育総務費から3項中学校費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、91ページから95ページ、4項社会教育費から5項保健体育費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

続きまして、11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。96ページから99ページ、災害復旧費については内野建設環境課長、公債費から予備費までについては鷺尾総務課長に順次説明を求めてまいります。災害復旧費の内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、11款災害復旧費につきまして説明申し上げます。

96ページでございます。1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額10万円で、前年度同額でございます。本目につきましては、災害が発生した場合に対応するための科目として計上するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 次に、12款公債費から14款予備費までの内容の説明を求めます。鷺

尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、公債費につきまして説明いたします。

97ページを御覧ください。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億7,120万8,000円、前年度比較で147万8,000円の減、財源内訳はその他特定財源で4,335万9,000円、一般財源が3億2,784万9,000円でございます。22節償還金、利子及び割引料でございますが、平成12年度から令和4年度借入れの長期債91件分の償還元金を計上するもので、平成11年度借入債などの償還終了に伴い償還件数が昨年度と比較して6件減となるものでございます。

続きまして、2目利子、本年度予算額1,069万2,000円、前年度比較で47万5,000円の増、財源内訳はその他特定財源で126万1,000円、一般財源が943万1,000円でございます。22節償還金、利子及び割引料でございますが、平成12年度から令和6年度借入れ予定までの106件の長期債償還利子及び一時借入金利子を計上するものでございます。償還利子に係る件数の比較では、昨年より7件の減となっておりますが、償還終了と新規借入れの相殺により利子に係る予算が増額となっております。

続きまして、98ページ、職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額5億9,991万5,000円で、前年度比較3,537万3,000円の増、財源内訳はその他特定財源で7,995万2,000円、一般財源が5億1,996万3,000円でございます。本目は、特別職及び一般職76名分、会計年度任用職員5名分を合わせた84名分の人件費を計上するものでございます。主な増減要因としましては、人事院勧告に基づきます給料、期末、勤勉手当、その他諸手当の改定や異動によるものでございます。2節給料、本年度予算額3億780万円、前年度比較で623万7,000円の増、3節職員手当等、本年度予算額1億6,047万2,000円、前年度比較で1,201万5,000円の増、4節共済費、本年度予算額9,476万1,000円、前年度比較で256万8,000円の増、18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額3,688万2,000円、前年度比較で1,455万3,000円の増となっております。人件費の詳細につきましては、予算書101ページ以降の給与費明細書にてご確認をお願いしたいと思います。

最後に、99ページ、予備費でございますが、14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で、財源内訳は全て一般財源でございます。前年度同額につき、説明を省略させていただきます。

以上で説明終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で11款災害復旧費から14款予備費までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

96ページから99ページ、11款災害復旧費から14款予備費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費について質疑を打ち切りま

す。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは、歳入に入ります。18ページから33ページ、歳入全般について内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、歳入につきまして一括説明をさせていただきます。

歳出同様、前年度と比較して増減の大きいものにつきまして説明をさせていただきますので、ご了承お願いいたします。

18ページをお開き願います。初めに、1款町税でございます。1項町民税、1目個人、本年度予算額6,540万円、前年度比較200万円の増となっており、こちらは現年課税分に係る所得割の増によるものでございます。

2目法人、本年度予算額2,010万1,000円、前年度比較140万円の減は、主に誘致企業の現年課税分に係る法人税割の減によるものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額5,600万円、前年度比較590万円の増は、主に現年度課税分に係る償却資産の増によるものです。

続きまして、2款地方譲与税でございます。20ページ、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、本年度予算額530万円、前年度比較111万2,000円の増は、令和6年度より森林環境税の課税が開始されたことに伴い増額となるものでございます。

22ページへ参りまして、10款地方交付税でございます。1項地方交付税、1目地方交付税、本年度予算額18億9,700万円、前年度比較8,200万円の増となっております。普通交付税につきましては、国の地方財政計画や近年の交付実績なども考慮し、前年比較1億1,200万円増の17億6,700万円、また特別交付税につきましては災害など全国的な特別財政需要を鑑みまして3,000万円減の1億3,000万円を計上しております。

続きまして、13款使用料及び手数料でございます。1項使用料、24ページの4目土木使用料、本年度予算額1億4,209万9,000円、前年度比較471万6,000円の減は、公営住宅、改良住宅の入居戸数減による住宅使用料の減でございます。

14款国庫支出金でございます。1項国庫負担金、25ページの1目民生費負担金、本年度予算額1億7,143万7,000円、前年度比較2,110万円の増となっております。1節の社会福祉費負担金において、障害者自立支援給付など障害者の総合支援法に基づく利用者増により1,044万4,000円の増、また3節の児童福祉費負担金において児童手当の制度拡充により1,003万6,000円の増によるものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費補助金、本年度予算額6,424万6,000円、前年度比較519万3,000円の減は、総合行政システム標準化・共通化改修事業で326万4,000円の減、また令和6年度に計上した校務支援システム等に係るデジタル田園都市国家構想交付金事業の121万1,000円が皆減となるものでございます。

26ページに参りまして、4目土木費補助金、本年度予算額2,626万1,000円、前年度比較736万1,000円の増は、1節道路橋りょう費補助金において町道緑が丘支線外除雪事業及び町道

鶉下鶉線道路改築事業の施行に伴いまして381万1,000円の増、2節住宅管理費補助金において緑が丘公営住宅外装改善事業ほか2事業の施行に伴いまして110万円の増、また特定空家の除却を進めるに当たり3節土木総務費補助金に245万円を新たに計上するものでございます。

続きまして、15款道支出金でございます。1項道負担金、27ページの1目民生費負担金、本年度予算額8,653万1,000円、前年度比較で475万6,000円の増となっております。1節の社会福祉費負担金において、国庫支出金同様、障害者総合支援法に基づく利用者の増によるものです。

2項道補助金、2目民生費補助金、本年度予算額540万1,000円、前年度比較で94万4,000円の減は、2節児童福祉費補助金において乳幼児医療費の減によるものでございます。

28ページへ参ります。3項道委託金、1目総務費委託金、本年度予算額1,260万円、前年度比較で943万7,000円の増となっております。3節の統計調査費委託金において国勢調査等に係る経費として312万の増、4節の選挙費委託金において参議院議員選挙の執行経費として639万2,000円の増によるものです。

29ページに移りまして、16款財産収入でございます。1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額1,436万9,000円、前年度比較で102万4,000円の減となっております。1節土地建物貸付収入のうち、職員住宅貸付収入の減によるものでございます。

30ページへ参りまして、18款繰入金でございます。1項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算7,250万円、前年度比較5,940万円の増でございます。令和6年度につきましては、ふるさとづくり基金、それと森林環境譲与税合計で1,310万円を繰入れすることで予算計上いたしましたが、令和7年度は引き続き学校法人との包括連携事業の財源としてふるさとづくり基金より330万円を繰入れするほか、観光施設の整備の財源として振興公社事業開発基金より2,100万円、不用公共施設除却事業の財源として公共施設等整備基金より4,820万円を繰入れするものであります。

続きまして、20款諸収入でございます。32ページになりますが、5項の雑入、5目雑入、本年度予算額8,126万8,000円、前年度比較214万5,000円の減は、派遣職員の給与に関しまして派遣先からの人件費負担分が減となるものでございます。

続きまして、21款町債でございます。予算書のこちらは11ページ、それと12ページ、地方債をご参照願います。過疎地域持続的発展特別事業に係る借入限度額5,330万円、福祉医療センター設備改修事業に係る借入限度額6,980万円のほか、防災行政無線整備事業など合計14件、5億3,990万円の地方債を科目別に計上するものでございます。33ページに戻りまして、1項町債、1目総務債、本年度予算額3億4,140万円、前年度比較2億1,550万円の増、過疎地域持続的発展特別事業ほか5事業を計上するものであります。

2目土木債、本年度予算額8,790万円、前年度比較700万円の増、町道鶉北線道路改良舗装事業ほか4事業でございます。

3目消防債、本年度予算額1億350万円、前年度比較6,450万円の増、消防車両整備事業ほ

か1事業でございます。

4目教育債、本年度予算額710万円、前年度比較皆増で、下鴨分譲地内公園整備事業でございます。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で歳入の説明が終わりました。

18ページから33ページ、歳入全般について質疑を受けます。ページ数と項目を述べてから発言願います。質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出、歳入全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。吉川委員。

○7番（吉川 洋） また私の記憶違いだったら許してほしいのですが、以前に町史の編さんの関係のものが臨時筆耕の中であったような気がするのですが、これが見えてきていないのですが、町史編さんについては今それを進めていないということでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 町史については、発刊日、発刊年度と言ったほうがいいですね。これ大体どこの町もそうなのですが、いつでも出すというわけではなくて、特定の年度、例えばうちですと今度130年とか、そういう期限でやりますので、それに向けての作業ということになると思います。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） では、以前ちょっと動いた分は、それは参考にするための資料づくりという考え方でよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和7年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎散会の宣告

○委員長（笹木笑子） 以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、17日は午前10時から委員会を再開いたしますので、ご出席方よろしく願いいたします。

本日は誠にご苦労さまでした。

（散会 午後 1時38分）

令和 7 年第 1 回定例会予算特別委員会会議録（第 2 号）

3 月 1 7 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議

午前 1 0 時 4 0 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

議案第 1 5 号 令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算

議案第 1 6 号 令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 1 7 号 令和 7 年度上砂川町水道事業会計予算

議案第 1 8 号 令和 7 年度上砂川町下水道事業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（笹木笑子） おはようございます。ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎議案第15号

○委員長（笹木笑子） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

国民健康保険特別会計から進めます。議案第15号 令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計予算について議題といたします。117ページから126ページです。

内容の説明を求めます。沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） それでは、令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計の説明をさせていただきます。

歳出からまいります。125ページをお開きください。本特別会計の財源は、全て一般財源となっております。1款総務費、本年度予算額7,316万3,000円、前年度比較3,000円の増、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額7,194万8,000円、前年度比較4万4,000円の増、本目は空知中部広域連合に納付する分賦金を中心に国保事業に係る経費を計上しております。以下、前年度から増減の大きな項目についてご説明させていただきます。1節報酬、本年度予算額109万5,000円、前年度比較16万6,000円の増、会計年度任用職員の日額報酬改正によるものです。18節負担金、補助及び交付金7,019万8,000円で、前年比13万5,000円の減、空知中部広域連合へ納付する分賦金が300万9,000円減少した一方、当町が加盟している北海道クラウドを国が進めるガバメントクラウドに移行させる環境を構築させるための負担金として新たに287万4,000円を計上し、相殺するものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額121万5,000円、前年度比較4万1,000円の減、本目は国保税の賦課及び徴収に係る各経費を計上するものでございます。1枚めくって126ページを御覧いただきたいと思います。11節役務費、本年度予算額14万3,000円、前年度比較3万3,000円の増、納付書発送に係る郵送料で、郵便料金値上げに伴う増額となっております。13節使用料及び賃借料、本年度予算額49万5,000円、前年度比較7万7,000円の減、基幹システム標準化に伴うデータ連携を含めたシステムの利用料となっております。その他につきましては、おおむね前年度同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

2款の諸支出金及び3款予備費につきましては、全項目で前年度同額となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、歳出の合計が7,331万3,000円、前年度比較3,000円の増となっております。

続いて、歳入に参ります。122ページをお開きください。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目被保険者国民健康保険税、本年度予算額2,135万6,000円、前年度比較43万1,000円の減となっております。1節医療給付費分現年課税分、本年度予算額1,202万2,000円、前年度比較42万3,000円の減、被保険者数の減によるものでございます。被保険者数は、記載のとおりとなっておりますが、それぞれ前年度から被保険者数で35人の減少、世帯数が29世帯減少となっております。1人当たりの税額は896円増加、1世帯当たりの税額については1,285円増加しております。2節後期高齢者支援金分現年課税分です。本年度予算額612万6,000円、前年度比較30万5,000円の減、これも被保険者数の減によるものでございます。被保険者数、世帯数は、今ほどご説明いたしましたものと同数となっております。1人当たりの税額は、この項目におきましては258円増、1世帯当たりの税額が442円増加しております。3節に参ります。介護納付金分現年課税分、本年度予算額182万8,000円、前年度比較29万7,000円の増、対象被保険者数に変動はございませんが、該当する被保険者の所得構成、65歳に到達して介護の対象から外れた方と40歳に新たに入る方、40歳に入る方のほうが所得が高いという現象によるものでございます。1人当たりの税額につきましては2,414円、1世帯当たりの税額が3,859円それぞれ増加しております。現年度保険税全体を通して被保険者個々の所得の状況に大きな変動は見られませんが、今ほど申し上げましたとおり被保険者数の減少によって全体は減少しておりますが、一方で所得構成の比率や保険税を割り返す分母となります人数、世帯数が減少した影響もございまして1人当たり、1世帯当たりの保険税が増加したものと考えております。4節医療給付費分滞納繰越分、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分、次ページ、123ページに参りまして、6節介護給付金分滞納繰越分につきましては、前年同額であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、前年同額でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額3,116万8,000円、前年度比較26万4,000円の増、ルール分として保険基盤安定繰入金など一般会計より繰入れするものであります。

4款諸収入、本年度予算額2,077万7,000円、前年度比較17万円の増、1項延滞金及び過料、1目被保険者延滞金、前年同額でございます。

2項雑入、本年度予算額2,077万6,000円、前年度比較17万円の増、次ページ、124ページを御覧願います。1目預金利子収入、2目基金利子収入ともに前年度同額でございます。

3目雑入、本年度予算額2,077万4,000円、前年度比較17万円の増、空知中部広域連合を経由して歳入される国の特別交付金や連合保険給付費等交付金などであります。

歳入の合計7,331万3,000円、前年度比較3,000円の増であります。

歳入歳出ともに前年度より3,000円増の7,331万3,000円を計上するものであります。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

125ページから126ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

ます。伊藤委員。

○6番（伊藤充章） ちょっと私の不勉強かもしれませんが、お教えいただきたいと思います。

1 款総務費の 1 目一般管理費の18節、ガバメントクラウド移行に伴う環境構築負担金として今回287万4,000円が計上されております。北海道クラウド運用負担金、これ181万円の計上となっています。ガバメントクラウドへ移行された以降というのは、北海道クラウド運用負担金というのはなくなると考えてよろしいでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 沼担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） まず、北海道クラウドにつきましては、国保連合会が構築しているもので、上砂川町含めて多くの市町村が加盟しているものでございます。今現在それを国が進めるガバメントクラウドへの移行ということで、その経費を新たに計上するものでございますが、当面並走するような形で数年間はいくということ、どこの段階で今までの北海道クラウドが終わるといのはまだはっきり示されていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、122ページから124ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方。吉川委員。

○7番（吉川 洋） 4 節から 6 節までそれぞれの滞納分繰越しがあるのですけれども、滞納者それなりの数があるということでここに上がっているのだと思うのですけれども、これ決特で聞いたほうがいいのかもしれませんが、滞納者件数がどのぐらいあるのかということと、それと 1 節の保険税督促のところも何件ほど出しているのかという部分と、それぞれについて滞納者がいるという前提でしょうから、どのような集金方法を今現実に行っているのか含めてお聞きをしたいと思います。

○委員長（笹木笑子） 沼担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） ご質問の滞納者数等でございますが、申し訳ありません、今手持ちの資料を用意してございまして、歳入につきましてはの金額につきましては例年同様でございますが、今回も 3 月補正におきまして実際に入った金額に合わせてまず歳入を落とすということで実際の決算に向けてという作業はさせていただいております。

また、督促につきましても納期限が国保税に関しては年間 6 回ありまして、それぞれの納期限ごと 20 日以内に督促状を送るといのが法律で定められております。その督促状を送られた人は、本税のほかに 50 円の督促手数料を付して納付するということで金融機関窓口、税務係の窓口等で納めておりますが、実際の歳入自体は 1,000 円に満たない状況でございますので、おおむね期限どおりの納付の方が多いかというふうに考えております。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 分かりました。ありがとうございます。結果については、また決特の
ほうで、ありがとうございます。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可
決すべきものと決定いたしました。

◎議案第16号

○委員長（笹木笑子） 続きまして、後期高齢者医療特別会計に入ります。議案第16号 令
和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。127ページから
135ページ。

内容の説明を求めます。沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） それでは、令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計
のご説明をさせていただきます。

歳出からまいります。134ページをお開きください。本会計の財源は、全て一般財源とな
っております。1款総務費、本年度予算額179万5,000円、前年度比較10万2,000円の減、1
項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額51万円、前年度比較3万5,000円の増、本目
は資格確認書の年次更新や新規発行などに係る経費を計上するものでございます。11節役
務費、本年度予算額35万5,000円、前年度比較2万8,000円の増、郵便料金値上げに伴う増額
でございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額となっておりますの
で、説明を省略させていただきます

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額128万5,000円、前年度比較13万7,000円の減、本
目は後期高齢者医療に係る納付書の発送など賦課徴収に係る予算を計上するものでござい
ます。11節役務費、本年度予算額24万7,000円、前年度予算比較2万7,000円の増、郵便料金
値上げに伴う増額でございます。13節使用料及び賃借料、本年度予算額76万6,000円、前年
度比較16万3,000円の減、システムの標準化により10月以降の利用料が減額になったもので

ございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額となっておりますので、説明を省略させていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本目は後期高齢者医療の保険者であります北海道後期高齢者医療広域連合への納付金を計上するものでございます。次ページに参ります。18 節負担金、補助及び交付金、本年度予算額6,586万円、前年度比較242万2,000円の減、共通経費であります事務費負担金が74万6,000円増額となった一方、被保険者数の減などによりまして保険料等負担金が316万8,000円減少するものでございます。

3 款諸支出金、4 款予備費につきましては、前年同額のため、説明を省略させていただきます

以上、歳出合計6,796万5,000円、前年度比較252万4,000円減で計上するものでございます。

続いて、歳入に参ります。132ページをお開きください。1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、本年度予算額4,112万9,000円、前年度比較223万5,000円の減、1 目特別徴収保険料、1 節現年度分特別徴収保険料、本年度予算額3,077万2,000円、前年度比較167万6,000円の減、被保険者数の減によるもので、被保険者数が前年度に比較して28人減少了586人、また1人当たりの保険料は333円減の5万2,513円となっております。

2 目普通徴収保険料、本年度予算額1,035万7,000円、前年度比較55万9,000円の減、1 節現年度分普通徴収保険料、本年度予算額1,025万7,000円、前年度比較55万9,000円の減、これも被保険者数の減によるもので、被保険者数が普通徴収においては8人減少し、196人、1人当たり保険料が685円減の5万2,334円となっております。2 節滞納繰越分普通徴収保険料、前年度同額でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、1 節保険料督促手数料ともに前年度同額でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、本年度予算額2,662万1,000円、前年度比較28万9,000円の減、次ページに参ります。1 目事務費繰入金、1 節事務費繰入金、本年度予算額537万2,000円、前年度比較64万4,000円の増、歳出の共通経費であります事務費負担金と物件費分を一般会計から繰り入れるもので、共通経費の増に伴い増額となっております。

2 目保険基盤安定繰入金、1 節保険基盤安定繰入金、本年度予算額2,124万9,000円、前年度比較93万3,000円の減、歳出で北海道後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定負担金分を一般会計から繰り入れるものでございます。

4 款諸収入につきましては、全て前年同額となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、歳入合計6,796万5,000円、前年度比較252万4,000円の減。

歳入歳出ともに6,796万5,000円を計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

134ページから135ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、132ページから133ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第17号

○委員長（笹木笑子） 続きまして、議案第17号 令和7年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。137ページから149ページです。

内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、令和7年度の水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、収益的支出から説明いたしますので、144ページをお開き願います。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額2,787万8,000円、前年度比較で372万7,000円の増となっております。委託料でございますが、本年度予算額370万2,000円、前年度比較で102万7,000円の減となっております。浄水場のガラス清掃と配水池排泥作業等を隔年で実施していますが、休止の年に当たることによるものでございます。手数料でございますが、本年度予算額159万4,000円、前年度比較で30万6,000円の増となっております。各種水質検査料の単価アップ分と昨年度話題となっておりますP F A S検査料を当初より計上したことによるものでございます。修繕費でございます。本年度予算額890万円、前年度比較で390万円の増となっております。浄水場各所修繕の経費の増によるものでございます。

続きまして、145ページを御覧ください。2目配水及び給水費、本年度予算額1,187万4,000円、前年度比較で198万7,000円の増となっております。委託料でございますが、本年度予算額255万5,000円、前年度比較で118万円の増となっております。配水管排泥作業業務が隔年で実施することによるものでございます。

4目総係費、本年度予算額2,907万5,000円、前年度比較で197万1,000円の減となっております。146ページを御覧願います。委託料でございます。本年度予算額165万5,000円、前年度比較で493万3,000円の減となっております。上下水道料金をコンビニで納付できるようにするためのシステム改修経費を計上したことによる増と水道施設整備計画策定経費と経営戦略改定経費の減との相殺によるものでございます。

147ページを御覧願います。2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税、本年度予算額228万3,000円、前年度比較で79万2,000円の減となっております。水道料金収入の減によるものでございます。

昨年度計上しておりました特別損失につきましては、前年度分引当金繰入額であり、昨年度限りの措置となっておりますので、廃目となっております。

続きまして、収益的収入の説明といたします。143ページをお開き願います。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額6,909万2,000円、前年度比較で768万9,000円の減となっております。水道料金の家事用件数は、一般分といたしまして913件、福祉料金該当分といたしまして324件、合計60件減の1,237件を見込み、前年度比較229万1,000円の減の4,521万5,000円を計上いたしまして、業務用86件で、前年度比較404万3,000円減の2,036万1,000円を計上するものでございます。

2目その他営業収益、本年度予算額260万5,000円、前年度比較で86万2,000円の増となっております。下水道事業会計の負担金増によるものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、本年度予算額5,647万6,000円、前年度比較で974万5,000円の増となっております。一般会計補助金として計上するものでございます。

3目長期前受金戻入、本年度予算額66万3,000円、前年度比較で皆増となっております。減価償却を行う固定資産に対する補助金相当額を見込み、計上するものでございます。

続きまして、資本的支出の説明といたします。149ページをお開き願います。1款資本的支出、1項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額1,330万円、前年度比較で8,540万円の減となっております。昨年度につきましては、配水管布設替え工事を計上しておりましたが、今年度につきましては浄水場の受電設備設計に係る委託料を計上するものでございます。

2目配水管整備事業費、本年度予算額3,200万円、前年度比較で1,000万円の増となっております。資料ナンバー14及び別冊主要施策の14ページも併せてご参照願います。昨年度渇水ポンプ導水管路布設替え工事を計上しておりましたが、今年度につきましては配水池の漏水を未然に防ぐため防水塗装を施す経費を計上するものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額2,998万4,000円、前年度比較で2,414

万円の減となっております。平成6年度及び24、26年度借入債の償還が終了したことによるものでございます。

続きまして、148ページを御覧ください。資本的収入につきましてご説明申し上げます。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予算額4,080万円、前年度比較で4,910万円の減と2項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度予算額443万3,000円、前年度比較で2,540万6,000円の減となっておりますが、簡易水道等施設整備事業費の減によるものでございます。

3項他会計補助金、1目他会計補助金、本年度予算額6万7,000円、前年度比較で89万4,000円の減となっておりますが、簡易水道等施設整備事業に関わります単独費の減によるものでございます。

以上で水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

144ページから147ページ、149ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、143ページ、148ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 令和7年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第18号

○委員長（笹木笑子） 続きまして、議案第18号 令和7年度上砂川町下水道事業会計予算について議題といたします。163ページから176ページでございます。

内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、令和7年度下水道事業会計予算につきましてご説

明申し上げます。

初めに、収益的支出から説明いたしますので、171ページをお開き願います。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費、本年度予算額1,711万円で、前年度比較947万円の増となっております。委託料でございますが、本年度予算額1,099万1,000円、前年度比較で987万3,000円の増となっております。災害時に誰もが施設状況を把握できるように下水道台帳につきましてデジタル化を図るため、GIS導入経費を計上したことによるものでございます。

172ページをお開き願います。2目総係費、本年度予算額1,519万9,000円、前年度比較で40万5,000円の減となっております。173ページをお開き願います。委託料でございます。本年度予算額42万円、前年度比較で246万4,000円の減となっております。下水道事業経営戦略改定業務委託料の減によるものでございます。

3目流域下水道管理運営負担金、本年度予算額741万9,000円、前年度比較で41万9,000円の減となっております。石狩川流域下水道組合管理運営負担金の水量負担分の減によるものでございます。

174ページを御覧ください。5目資産減耗費、本年度予算額252万2,000円で、前年度比較皆増となっております。今年度マンホールポンプに係る電気、機械設備の更新に伴い計上するものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予算額845万3,000円で、前年度比較76万7,000円の減となっております。平成8年度及び24年度借入債の償還が終了したことによるものでございます。

昨年度計上しておりました特別損失につきましては、前年度分引当金繰入額であり、昨年度限りの措置となっておりますので、廃目とするものでございます。

続きまして、収益的収入の説明をいたしますので、170ページをお開き願います。1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料、本年度予算額2,744万3,000円、前年度比較で86万6,000円の減となっております。公的住宅、一般住宅合わせ前年度より30戸減の991戸分を見込み、計上するものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、本年度予算額4,549万9,000円、前年度比較で218万8,000円の増となっております。一般会計補助金として計上するものでございます。

3目国庫補助金、本年度予算額490万円、前年度比較で皆増となっております。下水道GIS導入事業の財源として計上するものでございます。

4目長期前受金戻入、本年度予算額4,286万2,000円、前年度比較で161万4,000円の増となっております。減価償却に伴うべき固定資産に対する補助金相当額を見込み、計上するものでございます。

続きまして、資本的支出の説明をいたしますので、176ページをお開き願います。1款資本的支出、1項建設改良費、1目公共下水道整備費、本年度予算額2,780万円で、前年度比較100万円の減となっております。資料ナンバー15及び別冊主要施策の14ページも併せてご

参照願います。昨年度に引き続きまして今年度につきましては鶉地区のマンホールポンプを更新するため、その工事費を計上するものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額8,499万8,000円、前年度比較で135万3,000円の増となっております。平成8年度及び24年度借入債の償還が終了したことによる減と令和4年度借入債の償還開始に伴う増との相殺によるものでございます。

次に、資本的収入の説明といたしますので、175ページをお開き願います。1款資本的収入、1項企業債、1目下水道事業債、本年度予算額3,000万円、前年度比較70万円の減と2項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度予算額1,390万円、前年度比較50万円の減となっておりますが、下水道マンホールポンプ更新事業費の減によるものでございます。

3項他会計補助金、1目他会計補助金、本年度予算額84万5,000円、前年度比較43万3,000円の減となっております。下水道マンホールポンプ更新事業に係ります単独費の減によるものでございます。

以上で下水道事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

171ページから174、176ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないので、打ち切ります。

次、170ページ、175ページから176ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 令和7年度上砂川町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

この際ですので、全体を通して何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないので、打ち切ります。

◎閉会の宣告

○委員長（笹木笑子） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査が全て終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決すべきものと決定されましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力を心から感謝申し上げ、終了といたします。

大変お疲れさまでございました。

（閉会 午前１０時４０分）